

令和8年度 全国特別支援学校病弱教育校長会

第1回研究協議会(6月26日)

病弱教育に関する情報提供

初等中等教育局特別支援教育課

特別支援教育調査官 深草 瑞世

内 容

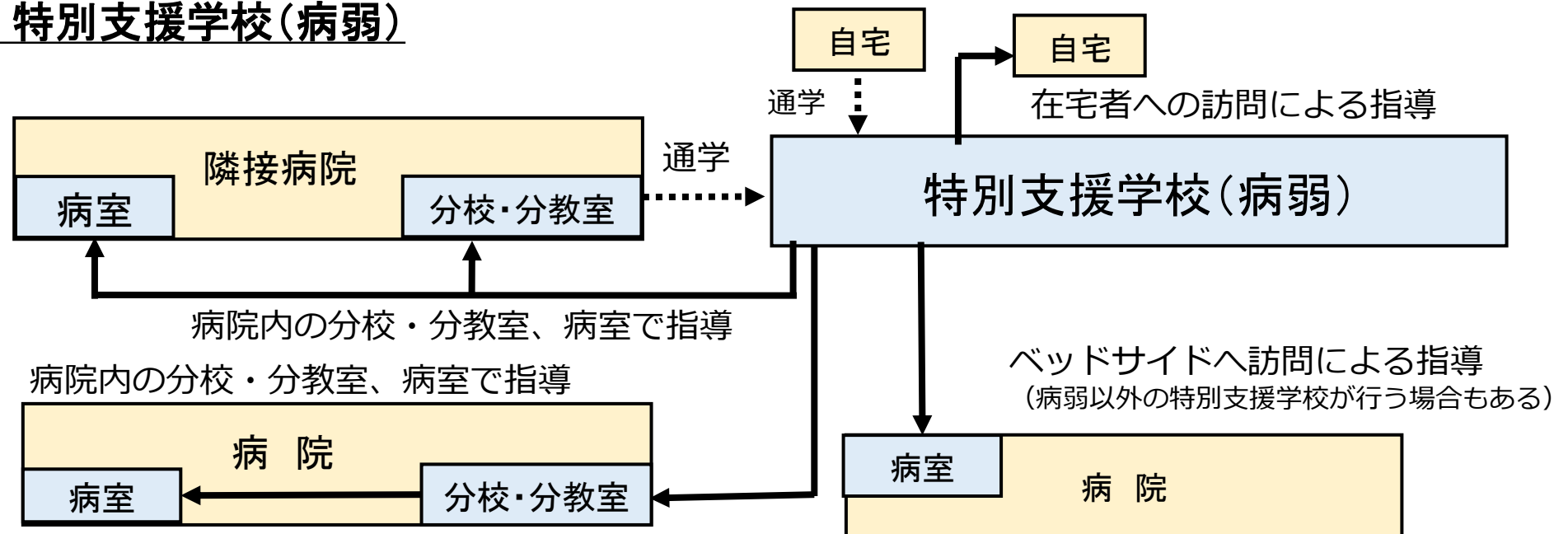
- 1 病弱教育の動向
- 2 学習指導要領の改訂に向けて
- 3 病弱教育の充実に向けて期待すること
- 4 資料

内 容

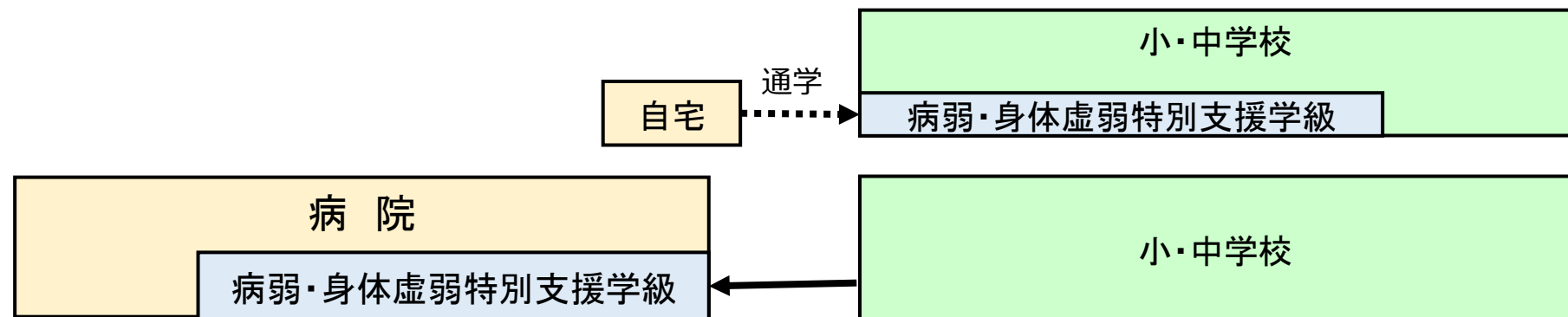
- 1 病弱教育の動向
- 2 学習指導要領の改訂に向けて
- 3 病弱教育の充実に向けて期待すること
- 4 資料

特別支援学校（病弱）と病弱・身体虚弱特別支援学級

1. 特別支援学校（病弱）



2. 病弱・身体虚弱特別支援学級



※病弱・身体虚弱児は小・中学校の通常の学級にも在籍。少数ではあるが、通級による指導を受けている児童生徒もいる。

病気療養児の教育の改善充実のための留意事項

- 一 入院中の病気療養児の実態の把握
- 二 適切な教育措置の確保
- 三 病気療養児の教育機関等の設置
- 四 教職員等の専門性の向上

病気療養児の
教育の意義

「病気療養児の教育について（審議のまとめ）」

病気療養児の教育に関する調査研究協力者会議

- ・ 学習の遅れの補完、学力の補償
- ・ 積極性・自主性・社会性の涵養
- ・ 心理的安定への寄与
- ・ 病気に対する自己管理能力
- ・ 治療上の効果等

退院後の適応、再発の頻度の低下、健康の回復やその後の生活に大きく寄与するQOLの向上

病弱教育の基本となる通知 ②

「病気療養児に対する教育の充実について」 (平成25年3月4日24初特支第20号 通知)

https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11373293/www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1332049.htm

今後の病気療養児への指導等の在り方について、「病気療養児の教育について（平成6年初中局長通知）」により提示した取組の徹底を図るとともに、特に留意する事項を整理し教育委員会等へ通知。

1. 小児がん拠点病院の指定に伴う対応

- (1) 病気療養児の転学及び区域外就学に係る手続について、可能な限りその簡素化を図るとともに、それらの手続きが滞ることがないようにする。
- (2) 入院中の病気療養児の交流及び共同学習についても、その充実を図る。
- (3) 後期中等教育を受ける病気療養児について、入退院に伴う編入学・転入学等の手続が円滑に行われるよう、関係機関の間で共有を図り、適切に対応すること。
- (4) 病弱者を対象とする特別支援学校は、小・中・高等学校等の要請に応じて、病気療養児への指導に係る助言又は援助に努めること。

※ 平成6年通知の内容：転学手続が完了していない児童生徒についても、病弱養護学校等において、實際上教育を受けられるような配慮が望まれること。 など

2. 病院を退院後も通学が困難な病気療養児への対応

- (1) 当該病気療養児の病状や教育的ニーズを踏まえた指導が可能となるよう、当該病気療養児のための教育環境の整備を図ること。
- (2) 当該病気療養児に対する指導に当たり、訪問教育やICT等を活用した指導の実施などにより、効果的な指導方法の工夫を行うこと。
- (3) 退院後にも教育への継続が図られるよう、保護者、医療機関、近隣の特別支援学校等との十分な連携体制を確保すること。

特別支援学校等の児童生徒の増加の状況(H27→R7)

- 直近 10 年間で義務教育段階の児童生徒数は 1 割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数は倍増。
- 特に、特別支援学級の在籍者数（2.1 倍）、通級による指導の利用者数（2.2 倍）の増加が顕著。

義務教育段階の全児童生徒数

(平成27年度)

1,009 万人

(令和7年度)

911 万人

0.9倍

特別支援教育を受ける児童生徒数

36.2 万人
3.6%

71.1 万人
7.8%

2.0倍

特別支援学校

視覚障害 聴覚障害 知的障害
肢体不自由 病弱・身体虚弱

7.0 万人
0.7%

9.0 万人
1.0%

1.3倍

小学校・中学校

特別支援学級

知的障害 肢体不自由
身体虚弱 弱視 難聴
言語障害 自閉症・情緒障害

20.1 万人
2.0%

42.0 万人
4.6%

2.1倍

通常の学級（通級による指導）(注)

言語障害 自閉症 情緒障害 弱視 難聴
学習障害 注意欠陥多動性障害
肢体不自由 病弱・身体虚弱

9.0 万人
0.9%

20.1 万人
2.1%

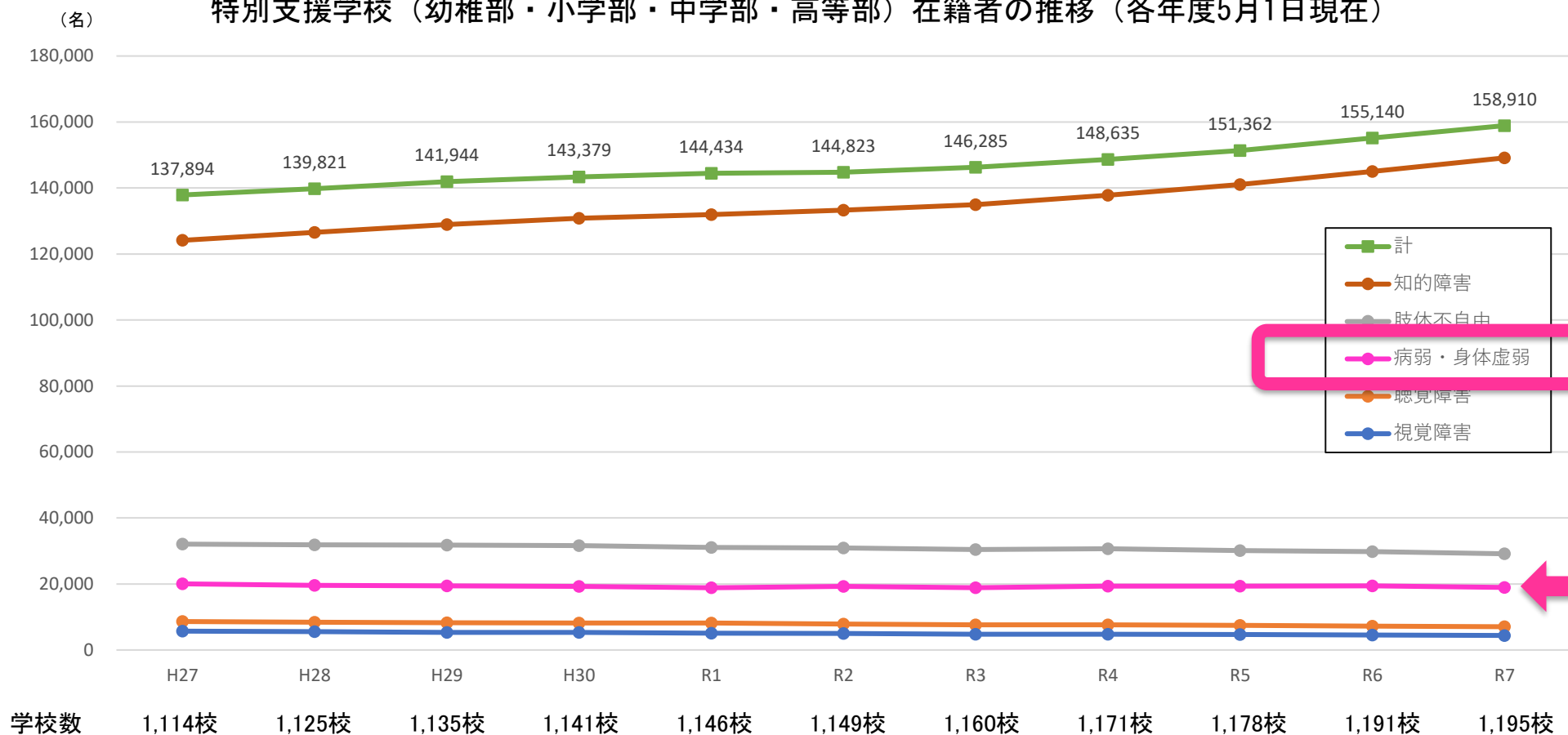
2.2倍

(注) 通級による指導を受ける児童生徒数（20.1万人）は、最新の調査結果である令和5年度通年（国公立）の値を用いている。
なお、平成27年度の通級による指導を受けている児童生徒数（9.0万人）は、5月1日時点（公立のみ）の値。

※矢印内の数値は、令和7年度（通級による指導については令和5年度）の児童生徒数を平成27年度の児童生徒数で除し、小数第1位未満を四捨五入したもの。

特別支援学校の幼児児童生徒数・学校数の推移

特別支援学校（幼稚部・小学部・中学部・高等部）在籍者の推移（各年度5月1日現在）



【令和7年度の状況】

	視覚
学校数	8
在籍者数	4,4
学級数	1,3

（出典）学校基本調査

※上記表は、平成19年度より、複数の障害種別を有する者について、それぞれの障害種別に集計している。

併置校と単独校を合わせた数
155校
18,994人
病弱・身体虚弱単独校のみの数
57校

肢体不自由	11,6
病弱・身体虚弱	155
	18,994
	7,673

※上記表は、平成19年度より、複数の障害種別を有する者について、それぞれの障害種別に集計している。

特別支援学校（病弱）の学校数の推移

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
病弱	57	57	57	58	56	57	57	57	57
視・病	1	1	1	1	1	1	1	1	1
聴・病									
知・病	14	16	15	16	15	14	14	13	13
肢・病	30	32	32	35	36	35	36	35	34
視・聴・病									
視・知・病									
視・肢・病	1	1	1	1	1	1			1
聴・知・病									
聴・肢・病									
知・肢・病	29	29	27	28	26	28	30	29	31
聴・知・肢・病	2	2	3	1	2	2	3	2	2
視・知・肢・病	1								
視・聴・肢・病									
視・聴・知・病									
視・聴・知・肢・病	14	14	15	18	17	15	15	15	16
計	149	152	151	158	154	153	156	152	155

病弱教育校に占める割合（令和7年度）

病弱単独校 36.8%

併置校 63.2%

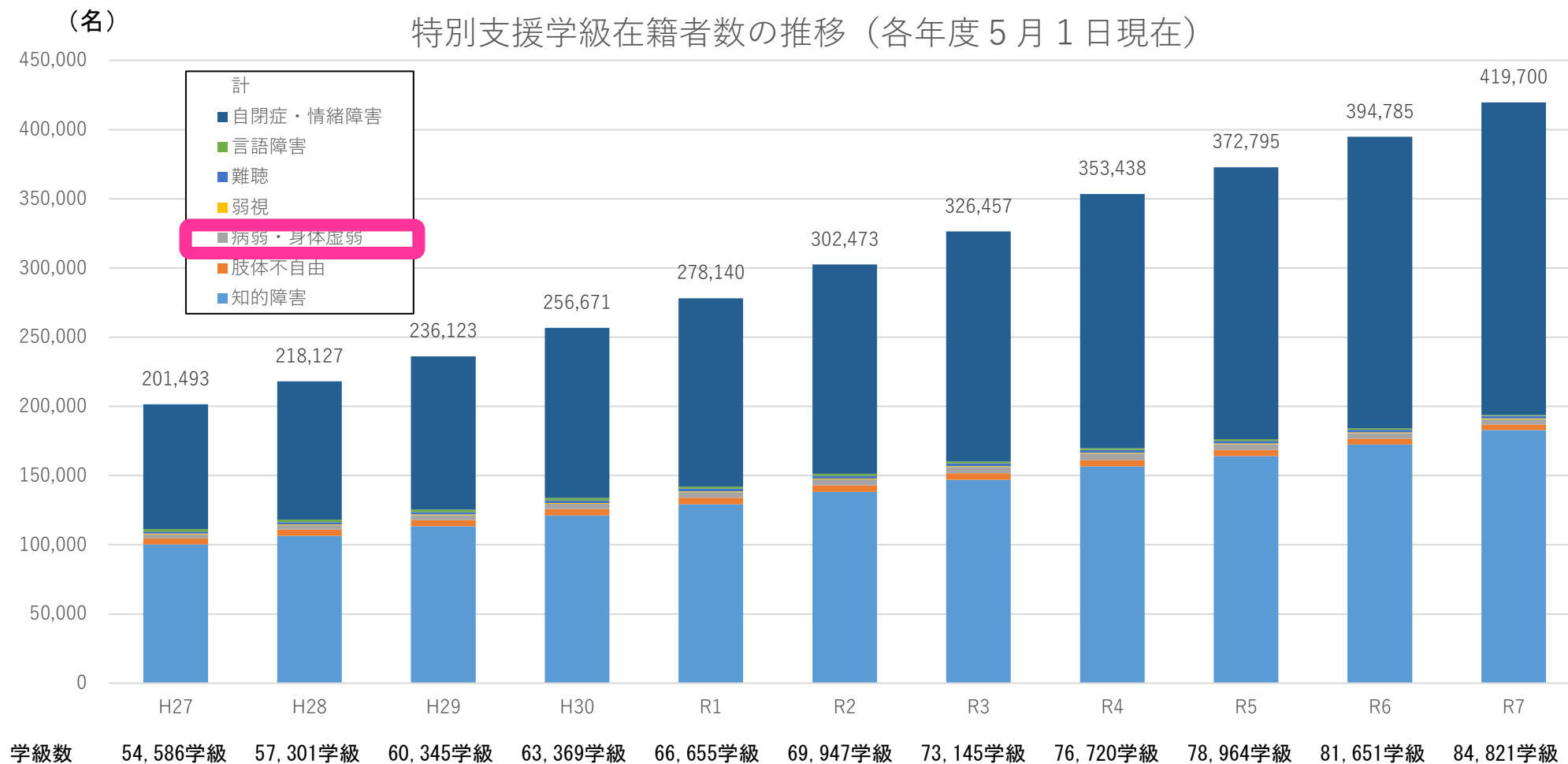
☞（内訳）

肢体不自由との併置校 34.7%

知的障害及び肢体不自由との
併置校 31.6%

文部科学省「学校基本調査」より

特別支援学級の児童生徒数・学級数



【令和7年度の状況】

	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害
学級数	35,573	2,980	2,737	504	1,303	514	41,210
在籍者数	182,885	4,056	3,727	559	1,777	840	225,856

(出典) 学校基本調査

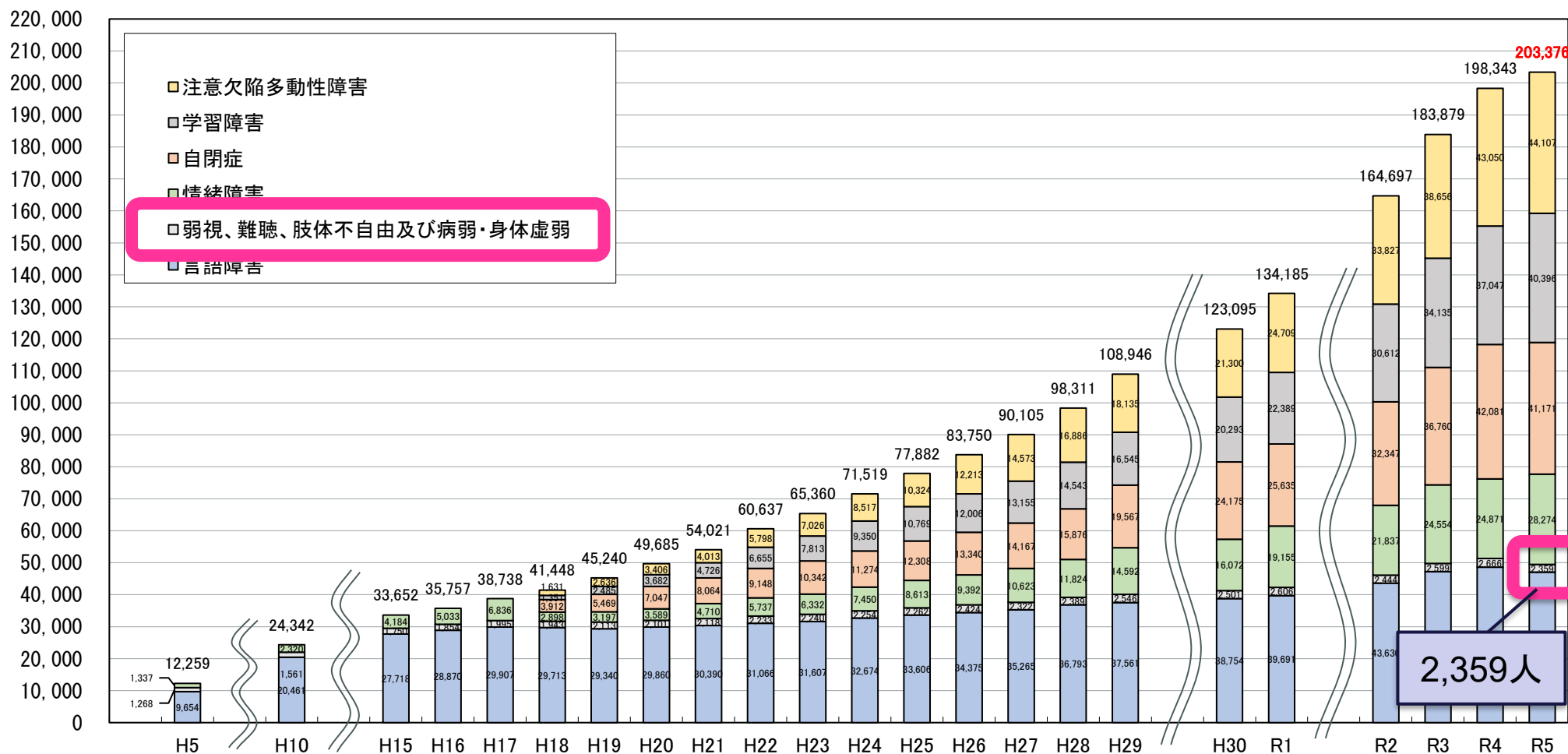
特別支援学級（病弱・身体虚弱）の学級数・児童生徒数の推移

	小学校		中学校		義務教育学校		計	
	学級数	児童数	学級数	生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数
H29	1,468	2,480	643	1,021	1	4	2,112	3,505
H30	1,619	2,676	655	1,041	5	8	2,279	3,725
R1	1,768	2,900	742	1,135	8	13	2,518	4,048
R2	1,893	3,050	804	1,246	11	16	2,708	4,312
R3	1,986	3,137	880	1,459	17	22	2,883	4,618
R4	2,026	3,181	914	1,487	28	38	2,968	4,706
R5	1,944	2,848	867	1,312	30	40	2,841	4,200
R6	1,924	2,737	846	1,203	30	38	2,800	3,978
R7	1,851	2,547	851	1,140	35	40	2,737	3,727

文部科学省「学校基本調査」より

特別支援学級（病弱・身体虚弱）の学級数、児童生徒数は令和4年度を境に減少傾向

通級による指導を受けている児童生徒数の推移（障害種別）



（出典）通級による指導実施状況調査（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課調べ）

※令和2年度～令和5年度の数値は、3月31日を基準とし、通年で通級による指導を実施した児童生徒数について調査。その他の年度の児童生徒数は年度5月1日現在。

※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から通級による指導の対象として学校教育法施行規則に規定し、併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示（平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級による指導の対象として対応）。

※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。

※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。

※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

※令和4年度については、令和6年能登半島沖地震の影響を考慮して、石川県は国立学校のみ調査を実施し、公立・私立学校に関する調査は実施していない。

通級による指導を受けている児童生徒数の推移（病弱・身体虚弱）

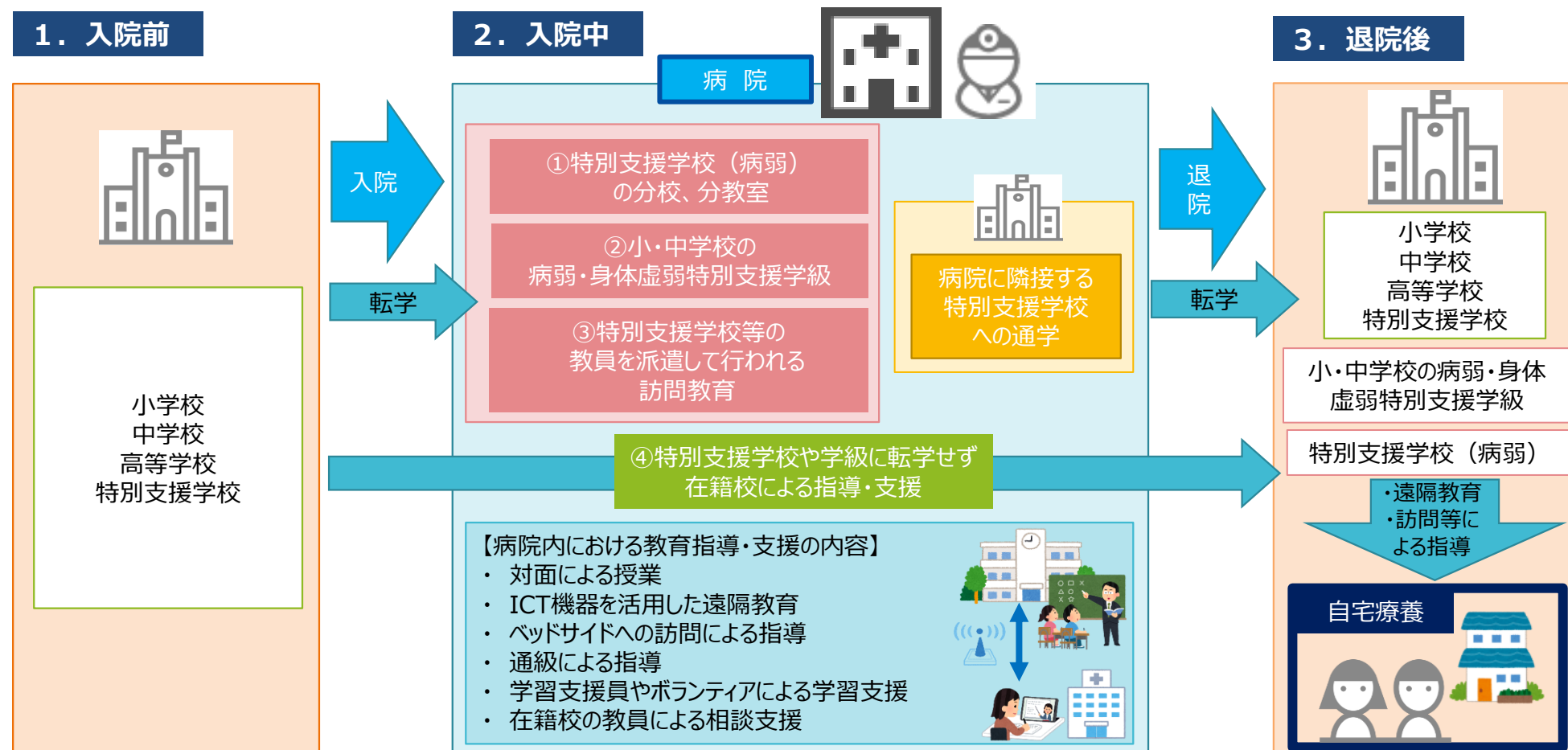
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
小学校	13	20	24	24	36	45	39	62
中学校	14	9	4	15	33	38	45	62
高等学校			3	14	23	19	16	24
計	27 (0.03%)	29 (0.03%)	31 (0.03%)	53 (0.04%)	92 (0.06%)	102 (0.06%)	100 (0.05%)	148 (0.07%)

文部科学省「特別支援教育資料」より

病気療養中の児童生徒の学びの場（イメージ）

概要

- ・ 病気等により病院に入院している児童生徒に対しては、病院内において多様な教育の場が提供されている。
- ・ 特別支援学校（病弱）の分校・分教室や小中学校の特別支援学級（病弱）に転学したり、転学をせずに在籍している学校の教員による指導や支援を受けたりすることができる。
- ・ これら学びの場においては、対面による授業や I C T 機器を活用した遠隔教育、ベッドサイドへの訪問による指導などが行われている。
- ・ 学習支援として、学習支援員やボランティアを活用している場合もある。
- ・ 退院後に自宅療養をする場合であっても、訪問による指導や I C T 機器を活用した遠隔教育を受けることができる。



病弱教育における課題

【社会や環境の変化】

- 医療や技術の進歩
 - ・医療機器の発達
 - ・ICT化の進展
- 入院期間の短期化・頻回化
- 病院の感染症対策



- 学籍異動
- 児童生徒数の変動
- 通学生の増加
- 併置校の増加
- 病弱教育に関する理解不足
- 精神疾患等のある児童生徒の増加

【具体的な検討】

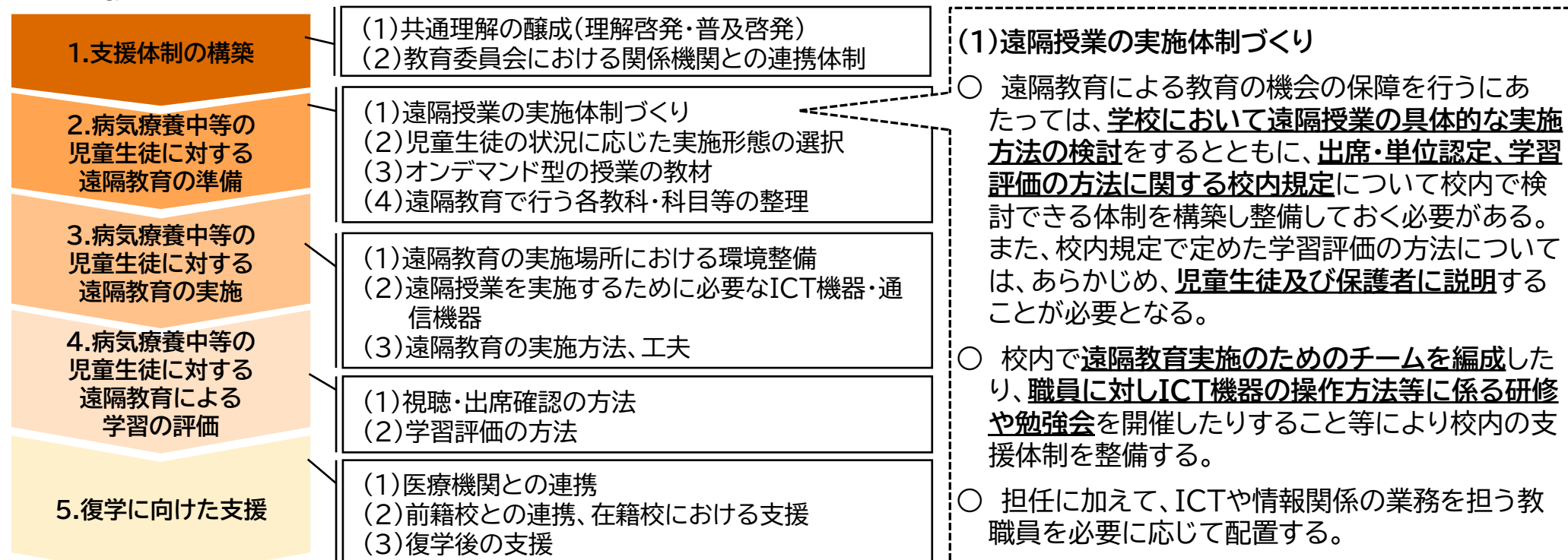
- 学習指導要領の理念に沿った教育実践
- デジタル学習基盤の活用
遠隔教育
- 関係機関との連携
- 専門性の向上

- 高等学校段階の生徒への対応
- センター的機能の充実
- 自立活動の指導
- 病気の子供のキャリア教育
- 精神疾患等のある児童生徒への指導・支援 等

令和6年度 病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業に係る調査研究

- 今後は、従来の同時双方向型の授業配信とともに、オンデマンド型の授業配信を実施することができる体制作りも求められることから、学校で行われている遠隔教育(同時双方向型、オンデマンド型)の実態を把握するとともに、**実施方法や課題を整理し、病気療養児に対するオンデマンド型の授業配信のプロセスや効果的な活用方法等**についてとりまとめた。
- 各学校等において、病気療養児の教育機会の一層の充実を図るため、こちらを参考とし、遠隔教育の効果的な実施に取り組んでいただきたい。

■遠隔教育実施のプロセス



【取組例】岐阜県教育委員会

- 県立工業高校に在籍する生徒に対し、実技を含む各教科・科目等(工業、化学等)のオンデマンド型の授業を実施。
- クリアな音声や、教職員・生徒の手元の録画のため、ピンマイクやウェアラブルカメラ等を活用。

ウェアラブルカメラで手元を録画



【取組例】京都市教育委員会

- 同時双方向型の授業のノウハウや、各指導者のアイデア等をまとめた「配信授業ハンドブック」を作成。
- 校内ポータルサイトを立ち上げ、教材や動画、復学に向けたステップを共有。

桃陽ポータルサイト



病気療養中の児童生徒に対するICTを活用した遠隔教育ハンドブック

GIGAスクール構想によるデジタル学習基盤の整備に伴い、学校での1人1台端末活用をはじめとしたICTの活用が進む中、疾病による療養や障害のために、長期間にわたって学校を欠席せざるを得ない児童生徒が、ICTを活用して病院や自宅等から学びを継続できる制度が整えられております。

これらの制度を学校現場でより一層活用いただくため、主に教育委員会や学校の担当者向けに、制度の概要や実施までのプロセスをまとめたハンドブックを令和7年度に作成いたしました。



病気療養児への遠隔教育

遠隔教育が可能となった背景や制度の概要

病気療養児への遠隔教育の取扱い規定

小・中・高等学校、特別支援学校での規定を整理

遠隔教育の実施方法・手段

授業の方法（同時双方向型、オンデマンド型）

ICT機器の一例

遠隔教育実施のプロセス

実施に向けた5つのプロセスを説明
自治体などの実施事例や解説も掲載

- ①支援体制の構築 ②遠隔教育の準備 ③遠隔教育の実施
- ④学習の評価 ⑤復学に向けた支援

参考事例

文部科学省や自治体が作成した資料の紹介

一人ひとりの状況に寄り添った教育機会の確保のために、ぜひ本資料をご活用ください。



文部科学省のHPに「病気療養児への支援」に関するページを新設！



文部科学省
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY JAPAN

メニュー

> English

検索

トップ > 教育 > 特別支援教育 > 7 病気療養児への支援

7. 病気療養児への支援

学校における病気療養児への支援

病気等により入院している児童生徒に対しては、特別支援学校(病弱)や小・中学校の特別支援学級(病弱・身体虚弱)への転学・転級のほか、在籍している学校の教員がICTを活用した指導を行うなどの多様な学びの場の提供が可能です。また、退院後等に自宅で療養を行う場合においても、その状態に応じて、教員による訪問(特別支援学校)やICTを活用した遠隔での指導などを行うことができます。

病気療養中の児童生徒の学びの場

概要

- 病気等により入院している児童生徒に対しては、施設内において多様な教育の場が提供されている。
- 特別支援学校(病弱)の分校・分教室や小中学校の特別支援学級(病弱)に転学し、転学せずに在籍している学校の教員による指導や授業を受けることができる。
- この学びの場においては、対面による授業やICTを用いた遠隔教育、ペディアへの訪問による指導などが行われている。
- 学習環境として、学習支援員がピア学習を支援している場合がある。
- 退院後に自宅療養をする場合であっても、訪問による指導やICTを用いた遠隔教育を受けることができる。

1. 入院前

2. 入院中

3. 退院後

DF:203KB

病気療養中の児童生徒の学びの場 (PDF:203KB)

病気療養児の児童生徒に対するICTを活用した遠隔教育ハンドブック

病気療養児に対する遠隔教育の制度の概要や実施のプロセスについて具体的な自治体の事例も含めてわかりやすく紹介しています。



PDF:1MB

- 病気療養中の児童生徒に対するICTを活用した遠隔教育ハンドブック (PDF:9.0MB)

通知等

小・中学校等、特別支援学校(小・中学校部)

- 小・中学校等における病気療養児に対するICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について(令和5年3月30日付け初等中等教育局特別支援課通知)(PDF:220KB)

高等学校等、特別支援学校(高等部)

- 学校教育法施行規則(第88条の3)※外部サイトへリンクします。
- 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について(平成27年4月24日付け初等中等教育局特別支援教育課通知)(PDF:154KB)
- 高等学校等におけるメディアを利用して行う授業に係る留意事項について(令和元年11月26日付け初等中等教育局特別支援教育課通知)(PDF:94KB)
- 高等学校等における遠隔教育の実施に係る留意事項について(令和3年2月26日付け初等中等教育局特別支援課通知)
- 高等学校等に病気療養中等の生徒に対するオンデマンド型の授業に関する改正について(令和5年3月30日付け初等中等教育局特別支援教育課通知)(PDF:173KB)
- 高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項(PDF:320KB)

調査結果

- 平成30年度 病気療養児に関する調査結果について (PDF:171KB)
- 令和4年度 病気療養児に関する実態調査結果 (PDF:929KB)

調査研究成果物

学校で行われている遠隔教育(同時双方向型、オンデマンド型)の実態を把握し、受託自治体における取組内容や、遠隔教育の実施プロセスや効果的な活用方法を掲載しております。

- 病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業に係る調査研究事業(令和6年度実施)
- 病気療養中等の児童生徒に対するオンデマンド型の授業に係る調査研究事業(令和5年度実施)

病気療養児に対する基本的な情報がまとめて掲載されています！



高次脳機能障害者支援法概要（令和7年法律第96号、令和7年12月24日公布）

趣旨・目的

- 高次脳機能障害とは、疾病の発症又は事故による受傷による脳の器質的病変に起因すると認められる記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害、失語、失行、失認その他の認知機能の障害として政令で定めるものをいい、その患者数は全国で約23万人と推計される。
- 高次脳機能障害は外形上判断しづらく、その特性の理解も進んでいない等の理由で、患者と家族は適切な支援を受けることができず、日常生活や社会生活に困難を抱えているとの指摘がある。
- このような現状を踏まえ、高次脳機能障害への理解を促進するとともに、高次脳機能障害者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を、どの地域でも、あらゆる段階（医療・リハビリ⇒生活支援⇒社会参加支援）で、切れ目なく受けられるようにするための立法措置を講ずる必要がある。

具体的施策

(1) 高次脳機能障害者及び家族等への支援策

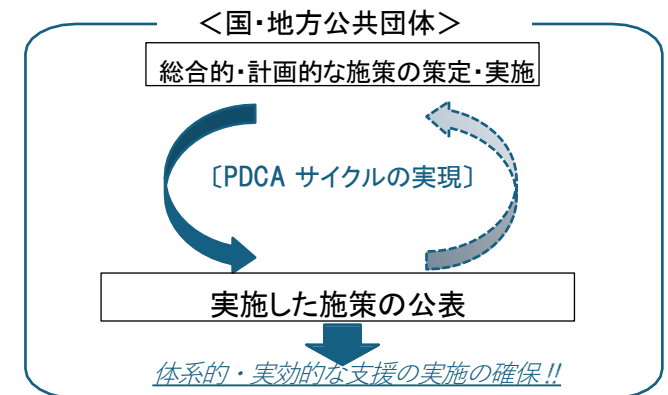
- ・ 地域での生活支援
- ・ **教育的支援**
- ・ **就労の支援**
- ・ **権利利益の擁護（差別、いじめ、虐待等の防止）**
- ・ 司法手続における配慮（意思疎通手段確保への配慮）
- ・ 高次脳機能障害者の家族等への支援
- ・ 相談体制の整備
- ・ 情報の共有の促進

(2) その他の支援策

- ・ 国民に対する普及及び啓発
- ・ 医療業務従事者等への知識の普及及び啓発
- ・ 地方公共団体及び民間団体への支援
- ・ **専門人材の確保**
- ・ 調査研究等

基本理念

- (1) 自立と社会参加の機会が確保され、また、尊厳を保ちつつ他者と共生することが妨げられないこと。
- (2) 社会的障壁の除去に資すること。
- (3) 個々の事情に応じ、また、関係者の連携の下に、あらゆる段階で切れ目ない支援が行われること。
- (4) 居住する地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられること。



地域支援体制

(1) 高次脳機能障害者支援センターの設置

都道府県は、地域の高次脳機能障害者支援業務をセンターに行わせ、又は自ら行うことができる。

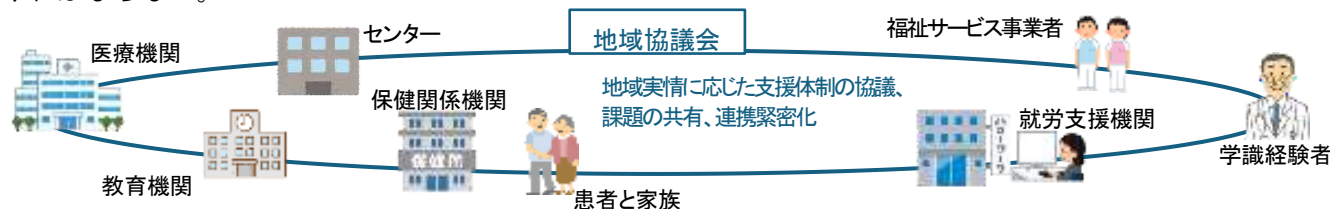


(2) 専門的な医療機関の確保等

都道府県は、専門的な診断、治療、リハビリ等を行う医療機関の確保に努めるとともに、国及び地方公共団体は、医療機関間の相互協力の推進及び医療機関への情報提供等を行う。

(3) 高次脳機能障害者支援地域協議会の設置

都道府県は、支援体制の整備を図るため、患者と家族、学識経験者、医療（リハビリを含む）・保健・福祉・教育・労働等の関係機関や民間団体等から構成される地域協議会を置くよう努めなければならない。



「高次脳機能障害者支援法」の施行について（通知）（令和8年3月31日）

- 高次脳機能障害者支援法の施行（令和8年4月1日）に合わせて、文部科学省から各教育委員会等に対し、**高次脳機能障害に関する教職員の理解啓発及び所管する学校における実態把握、並びに高次脳機能障害を有する児童生徒への適切な支援に向けた以下の対応について通知**を発出。

（定義）「高次脳機能障害」とは、疾病の発症又は事故による受傷による脳の器質的病変に起因すると認められる記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害、失語、失行、失認その他の認知機能の障害として政令で定めるものをいう。（第2条第1項）

1. 教育的支援（第12条関係）

- 高次脳機能障害者である幼児児童生徒に対する教育を行う学校において、**合理的配慮の提供を含め、障害の状態等に応じた適切な教育的支援を行うため、校内支援体制の整備**を含めた取組
- 一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援を行うため、**個別の教育支援計画及び個別の指導計画を適切に作成・活用**
- いじめ防止のため、児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援

2. 就労の支援（第13条関係）

- 学校卒業後、就労系障害福祉サービスを利用する場合も考えられ、当該制度に関する理解の下で適切な指導や支援がなされることが重要
- 個別の教育支援計画等の活用によって必要な支援の内容や環境整備についての情報が適切に引き継がれることが重要

3. 権利利益の擁護（第14条関係）

- 障害者差別解消法に基づき、高次脳機能障害者である幼児児童生徒を含む**障害のある子供に対する合理的配慮の提供等について適切に対応**

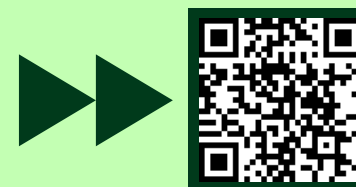
4. 専門的知識を有する人材の確保（第29条関係）

- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が実施する**研修等を活用し、高次脳機能障害を含む障害のある児童生徒等の教育に携わる教員の専門性を向上**
 - 特別支援教育専門研修
各都道府県の特別支援教育における指導的立場にある教員を対象に実施している専門的な研修において、高次脳機能障害のある児童生徒が受ける医療や求められる教育的対応を説明
 - NISE学びラボ（教職員向けのオンライン講義配信）
小・中・高等学校も含む幅広い教職員の資質能力向上に資する、インターネットによる講義配信「NISE学びラボ」のコンテンツにおいても、高次脳機能障害について説明

◆学校の先生が高次脳機能障害について知るための支援冊子『病気の子どもの理解のためにー高次脳機能障害ー』も公開中



（全国特別支援学校病弱教育校長会作成，
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所編集協力）



内 容

- 1 病弱教育の動向
- 2 学習指導要領の改訂に向けて**
- 3 病弱教育の充実に向けて期待すること
- 4 資料

初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について
(令和6年12月25日中央教育審議会諮問文)
【特別支援教育関係部分抜粋】

インクルーシブ教育システムの充実に向け、合理的配慮の提供を含め、障害のある子供たち一人一人の教育的ニーズに応じた、質の高い特別支援教育の在り方をどのように考えるか。その際、特別支援学級や通級による指導に係る特別の教育課程の質の向上、自立活動の充実や小中高等学校に準じた特別支援学校での改善方策をどのように考えるか。

学習指導要領の改訂に向けて

文部科学省HP

教育課程企画特別部会



特別支援教育ワーキンググループ



文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY JAPAN

会見・報道・お知らせ | 政策・審議会

トップ > 政策・審議会 > 審議会情報 > 中央教育審議会 > 初等中等教育分科会

● 初等中等教育分科会

■ 報告等 ■ 開催案内 ■ 最新の議事要旨・議事録・配付資料 ■ 名簿 ■ 過去の部会・委員会等

初等中等教育の在り方

- 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会
 - 義務教育の在り方ワーキンググループ
 - 高等学校教育の在り方ワーキンググループ
- 新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会(～令和3年)(※国立国会図書館ホームページへリンク) [R](#)
- 新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ(～令和2年)(※国立国会図書館ホームページへリンク) [R](#)
- 小中一貫教育特別部会(～平成26年)(※国立国会図書館ホームページへリンク) [R](#)
- 高等学校教育部会(～平成26年)(※国立国会図書館ホームページへリンク) [R](#)
- 学校段階間の連携・接続等に関する作業部会(～平成24年)(※国立国会図書館ホームページへリンク) [R](#)

教育課程

- 教育課程部会
 - 教育課程企画特別部会
 - 総則・評価特別部会
 - 幼児教育ワーキンググループ
 - 特別支援教育ワーキンググループ
 - 産業教育ワーキンググループ
 - 国語ワーキンググループ
 - 外国語ワーキンググループ
 - 社会・地理歴史・公民ワーキンググループ
 - 算数・数学ワーキンググループ
 - 理科ワーキンググループ
 - 体育・保健体育・健康・安全ワーキンググループ
 - 芸術ワーキンググループ
 - 家庭ワーキンググループ
 - 生活・総合的な学習・探究の時間ワーキンググループ
 - 特別活動ワーキンググループ
 - 道徳ワーキンググループ
 - 情報・技術ワーキンググループ
 - 不登校児童生徒に係る特別的教育課程ワーキンググループ
 - 特定分野に特異な才能のある児童生徒に係る特別的教育課程ワーキンググループ
- 過去の教育課程部会

特別支援教育ワーキンググループ（第1回）の流れ（予定）

令和7年10月9日
特別支援教育WG
進行資料

- 1 開会
16:00～16:10 委員の御紹介、留意事項等
- 2 議題（1）
特別支援教育ワーキンググループにおける主な検討事項について
16:10～16:40 事務局より説明
・ 諮問及び教育課程企画特別部会論点整理の要旨
・ 「こども若者★いけんぷらす」における意見
・ 特別支援教育に関する現状・課題と検討事項
16:40～17:55 委員お一人ずつよりコメント
- 3 閉会
17:55～18:00 次回以降についての連絡等

特別支援教育ワーキンググループ（第2回）の流れ（予定）

令和7年10月21日
特別支援教育WG
進行資料

- 1 開会
9:30～9:35 進行上の確認等
- 2 議題（1）
関係団体からのヒアリング
9:35～10:25 関係団体からの御発表（10分×5団体）
10:25～10:50 質疑応答
10:50～11:30 関係団体からの御発表（10分×4団体）
11:30～11:55 質疑応答
- 3 閉会
11:55～12:00 次回以降についての連絡等

第3回特別支援教育ワーキンググループ の検討事項

令和7年11月25日
特別支援教育WG
資料 6

- 検討項目① 通常の学級に在籍する障害のある子供たちの学習活動の充実に向けた方策
- 検討項目② 合理的配慮の提供を促すための方策

第4回特別支援教育ワーキンググループ の検討事項

令和7年12月9日
特別支援教育WG
資料 2

- 検討項目① 知的障害特別支援学校における情報活用能力の抜本的強化に向けた方策について
- 検討項目② 自立活動の充実に向けた方策について

第5回特別支援教育ワーキンググループ の検討事項

令和7年12月23日
特別支援教育WG
資料 2

- 検討項目① 特別支援学級の質の確保に向けた方策
- 検討項目② 通級による指導の充実に向けた方策
- 検討項目③ 高等学校における特別支援教育の充実に
向けた方策

第6回特別支援教育ワーキンググループ の検討事項

令和8年1月19日
特別支援教育WG
資料 3

- 検討項目① 知的障害の教科における目標・内容の構造化
について
- 検討項目② 特別支援学校高等部の充実に向けた方策

第7回特別支援教育ワーキンググループ の検討事項

令和8年3月17日
特別支援教育WG
資料 1

- 検討項目① 特別支援学校学習指導要領の総則等の
構成・記載の在り方について

第8回特別支援教育ワーキンググループ の検討事項

令和8年4月21日
特別支援教育WG
資料 4

- 検討項目① 障害種ごとの「配慮事項」について
- 検討項目② 交流及び共同学習、センター的機能、少人数
化・小規模化への対応について

第9回特別支援教育ワーキンググループ の検討事項

令和8年5月28日
特別支援教育WG
資料 1

- 検討項目 とりまとめに向けた検討について

特別支援教育に関する現状と課題①

1. 小・中学校等に在籍する障害のある子供たちの現状

(通常の学級)

- 通常の学級に在籍する学習面又は行動面の困難がある子供たちの割合が増加（公立小・中では8.8%と推定）
- このうち通級による指導を受けている割合は一定程度(10.6%)にとどまっているなど、個別の支援を受けていない子供が多数存在

(通級による指導)

- 小・中学校で通級による指導を受ける児童生徒数は過去20年間で5.6倍
- 特に発達障害（自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害）や情緒障害で通級による指導を受ける子供たちが急増

(特別支援学級)

- 特別支援学級に在籍する児童生徒数は過去20年間で4.3倍
- 特に知的障害学級や自閉症・情緒障害学級に在籍する子供たちが増加（ただし一部には通常の学級を学びの場とすることが適切と思われるような子供が、特別支援学級に在籍しているような事例もある）
- 知的障害以外の障害種の学級では、当該学年の目標・内容を中心に編成する教育課程で学んでいる子供たちが最も多い
- 知的障害学級では下学年の目標・内容を中心に編成する教育課程で学んでいる子供たちが最も多い

(就学先の決定など)

- 市区町村の教育支援委員会で、障害の程度が特別支援学校の対象となり得ると判定された子供たちのうち約3割の子供たちが小学校に就学（このうち一部は通常の学級に就学）
- 小・中学校にも医療的ケアを必要とする子供たちが多数在籍（10年間で約3倍増）

2. 高等学校等に在籍する障害のある子供たちの現状

- 中学校の特別支援学級に在籍していた生徒の高等学校への進学者数が急増しており、過去10年間で3.5倍に増加
- 特別支援学校の対象となり得る障害の程度の生徒も高等学校に在籍するようになっている
- 高等学校においては通級による指導を平成30年度から制度化しているが、通級による指導を受けている生徒数は微増傾向にとどまっている

3. 特別支援学校に在籍する障害のある子供たちの現状

- 義務教育段階の特別支援学校の在籍者数は過去20年間で1.6倍
- 中でも知的障害の子供たちが増加（10年間で2割増）
- 視覚障害や聴覚障害の子供たちは減少傾向にあり、これらの障害種の学校の小規模化・学習集団の少人数化が進行
- 重複障害のある子供たちが、引き続き一定数在籍している
- 教育課程の編成・実施については以下のような状況
 - ✓ 視覚障害者、聴覚障害者、病弱者を対象とする学級では、当該学年の目標・内容を中心に編成する教育課程で学んでいる子供たちが最も多い
 - ✓ 肢体不自由者を対象とする学級では、自立活動を中心に編成する教育課程で学んでいる子供たちが最も多い
 - ✓ 知的障害者を対象とする学級では、知的障害の各教科の目標・内容を中心に編成する教育課程で学んでいる子供たちが最も多い



特別支援教育に関する現状と課題②

4. 現行学習指導要領のポイントと成果

(幼・小・中・高校における現行学習指導要領の改訂のポイント)

- 個々の子供たちの障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うことを引き続き総則に規定
- 各教科等においても、学習上の困難に応じた指導内容や指導方法の工夫を行うことを規定
- 特別支援学級において実施する特別の教育課程の編成に関する基本的な考え方を規定（小・中）
 - ✓ 自立活動を取り入れること
 - ✓ 実態に応じた教育課程を編成すること
- 通級による指導における特別の教育課程の編成に関する基本的な考え方を規定（小・中・高）
 - ✓ 自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うこと
- 個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成・活用について、以下のとおり規定
 - ✓ 家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で教育的支援を行う観点から、個別の教育支援計画の作成・活用に努める
 - ✓ 各教科等の指導に当たって個別の指導計画の作成・活用に努める
 - ✓ 特別支援学級に在籍する子供たちや通級による指導を受ける子供たちについては、両計画の作成・活用を義務化
- これらにより、特別支援学級や通級による指導において、個々の子供たちの実態に応じ個別の指導計画を作成・活用した自立活動の指導や各教科等の指導の取組が進められている

(特別支援学校における現行学習指導要領の改訂のポイント)

- 育成を目指す資質・能力、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、カリキュラム・マネジメントの確立など、初等中等教育全体の改善・充実の方向性を重視
- 視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱の特別支援学校において、障害の状態や特性等を十分考慮し、育成を目指す資質・能力を育むため、障害の特性等に応じた指導上の配慮を充実、ICT機器の活用等を規定
- 発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、自立活動の内容として、「障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること」等を規定
- 知的障害の各教科について、幼・小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視
 - ✓ 知的障害の各教科等の目標・内容について、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理
 - ✓ 中学部に二つの段階を新設、小・中・高等部の各段階に目標を設定し、段階ごとの内容を充実
 - ✓ 特に必要がある場合には、個別の指導計画に基づき、相当する学校段階までの小学校等の学習指導要領の各教科の目標・内容の一部を取り入れることができる旨を規定
- 自立と社会参加に向けた教育の充実のため、幼稚部、小学部、中学部段階からのキャリア教育の充実を規定
- これらにより、個々の子供たちの実態に応じた自立活動の指導や、各教科等の授業改善に向けた取組が進められている

特別支援教育に関する現状と課題③

5. 幼・小・中・高校等の特別支援教育に共通する課題

- 障害の「社会モデル」(※)の考え方を踏まえ、多様な子供がいることを前提として教室環境や授業づくりを進めることが「基礎的環境整備」としても重要となるが、その実現は道半ば
※障害者が受ける制限は、心身の機能の障害のみならず社会における障壁と相對することによって生じるという考え方
- 障害者差別解消法で求められている合理的配慮の提供について、本人・保護者と学校・設置者との建設的対話が十分に行われず、相互理解を通じた対応が講じられていないケースがあるなど、理解や提供が十分ではない状況も見受けられる
- 合理的配慮の提供の前提である「基礎的環境整備」について自治体間で差が生じている。特に、障害の状態や特性等に合わせた情報提供の方法やアクセシビリティ機能(※)の活用を含め、デジタル学習基盤の活用状況に課題が見られる
※端末に標準的に装備されている表示方法の変更、読み上げ機能、音声入力等
- 個別の教育支援計画や個別の指導計画はおおむね作成されているものの、特に個別の指導計画においては、実態把握が十分ではなく、適切な指導目標や指導内容が設定されていないため、一人一人の子供たちの障害の状態等を十分に考慮せずに指導を行っている学校もあるとの指摘もある
- 各教科等の指導に際し、個々の子供たちの困難さの状態に対して、困難さが生じる要因に十分に目が向けられていない状況があり、効果的な手立てが講じられていない状況もある
- 通常の学級に在籍する障害のある子供たちは、通級による指導を受けている子供も含めて、障害のない子供と同一の目標・内容で各教科の学習に取り組むことが前提であり、障害の状態等に応じたきめ細かな指導を実現することに課題がある

6. 通級による指導に関する課題

- 通級による指導に際して、個々の子供たちの障害の状態等の実態把握が十分されておらず、適切な指導目標や指導内容が設定されていない状況も見受けられる。また、障害の状態等を考慮せずに一律に「〇〇トレーニング」といった特定の活動をもって通級による指導としている学校もあるなど、自立活動の趣旨が十分理解されていない状況もある
- 特別支援学校のセンター的機能を活用した助言や援助を受けることができておらず、障害の状態等に応じた適切な指導に課題を抱えている学校もある

7. 特別支援学級（小・中）に関する課題

- 特別支援学級における特別の教育課程（「当該学年の目標・内容」「下学年の目標・内容への代替」「知的障害の教科への代替」等）について、正確な理解を欠いたまま編成されている実態もある
- 自立活動の指導について、障害の状態等を考慮せずに一律に特定の活動ありきで実施しているような学校や、自立活動の授業時間数が十分ではないと思われる学校、自立活動の指導と各教科等の指導との関連を図ることに課題がある学校も見受けられる
- 交流及び共同学習として通常の学級で各教科等の指導を行っている場合に、個々の障害の状態等に応じた適切な指導や必要な支援が講じられていない状況がある。また、障害種によっては、多くの時間を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる状況もある



特別支援教育に関する現状と課題④

8. 高等学校の特別支援教育に関する課題

- 全日制・定時制・通信制を問わず、また、いわゆる進学校とされる学校も含めて、あらゆる高等学校に特別な教育的支援を必要とする子供が在籍している現状があるとの指摘もあるが、高等学校における支援や配慮の状況が十分ではなく、個々に応じた指導の実現に課題が見られる
- 小・中学校の特別支援学級や通級による指導において受けてきた指導内容や合理的配慮の提供の状況が、高等学校に十分に引き継がれていない状況も見受けられる

9. 特別支援学校に関する課題

(学校経営・授業改善)

- 障害の「社会モデル」の考え方も踏まえた学校経営や授業づくりが特別支援学校にも求められているが、全ての教師に考え方が浸透しているかどうかについては課題がある
- 障害により生じる困難さに対応しつつ、子供たちの資質・能力を育成するための授業づくり、各教科等の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善は、多くの特別支援学校において道半ばの状況
- 視覚障害や聴覚障害など小規模化・少人数化が進む障害種の学校もあり、教育活動全体の充実に課題がある学校もある
- 1人1台端末の活用頻度に格差があることや、入出力支援装置の活用が十分に浸透していないなど、デジタル学習基盤の環境を十分に活用し切れていない実態もある

(自立活動)

- 自立活動の時間の指導と各教科等の指導の関連付けや、自立活動に係る実態把握から指導目標・内容の設定までのプロセスや考え方の浸透が不十分
- 教師主導型の自立活動の改善も課題

(知的障害の各教科)

- 知的障害の各教科においては、小・中・高の学びとの連続性の確保を図りつつ、知的障害の特性や発達の段階等を踏まえた対応が必要

(重複障害のある子供たちへの対応)

- 重複障害のある子供たちに対する、個々に応じた適切な指導の充実が必要

(センター的機能)

- 障害の早期発見・早期支援の更なる充実に向けた、センター的機能を発揮した乳幼児期を含めた相談体制の充実等も必要

(高等部の充実)

- 高等部では、子供たちの自立と社会参加を見据え、職業教育や専門学科における教育を含め、希望する将来の実現に向けた学修機会の充実がこれまで以上に必要

(交流及び共同学習)

- 障害種によっては交流及び共同学習の機会が十分ではないとの指摘もある。他方で、子供たちの障害の状態等や、また、特別支援学校が設置されている立地等の問題もあり、学校間交流の更なる充実に向けては課題もある

ワーキンググループにおける検討事項・論点①

1. 教育課程企画特別部会の議論を踏まえた検討事項

(1). 育成する資質・能力の特別支援教育におけるあり方・示し方

障害のある子供たちの「深い学び」を確かなものとするために、特別支援学校学習指導要領において、

- 「学びに向かう力・人間性等」や「見方・考え方」の新しい整理を踏まえた目標の示し方
- 中核的な概念等に基づく内容の一層の構造化や、その過程における必要に応じた精選のあり方
- 特別支援教育における、表形式を活用した目標・内容の分かりやすい示し方

(2). 特別支援教育における指導と評価の改善・充実のあり方

- デジタル学習基盤の活用や情報活用能力の育成強化を前提とした、特別支援教育における「主体的・対話的で深い学び」の一層の充実を図るための方策
- 障害のある子供たちの教育課程において、情報活用能力の抜本的向上を図るための教育課程の改善の在り方（特に知的障害のある子供たちの教育課程における取扱いについて）
- 資質・能力の育成のために効果的かつ障害のある子供たちの学習の実態を踏まえた評価のあり方

(3). 誰一人取り残さない柔軟な教育課程のあり方

- 義務教育における調整授業時数制度や、高等学校における科目の柔軟な組み替えを可能とする仕組みを前提とした場合に、小・中・高等学校に在籍する障害のある子供たちや特別支援学校に在籍する子供たちに対して考えられる教育課程・学習指導の工夫のあり方

2. 特別支援教育に関する課題を踏まえた固有の検討事項

(1). 幼・小・中・高・特別支援学校共通の検討事項

- 障害の「社会モデル」の考え方も踏まえつつ、多様な子供がいることを前提とした教室環境や学校経営・授業づくりを進めるための方策について、どう考えるか
- 合理的配慮の提供について、基礎的環境整備の状況を踏まえつつ、本人・保護者との建設的対話を通じて相互理解を図り、過重な負担のない範囲で障害の状態に応じた対応が全ての学校で図られるようにするための方策をどう考えるか
- デジタル学習基盤の活用について、基礎的環境整備に位置付くものであることを総則等で明らかにすることや、一人一人の障害の状態や特性等に合わせた学び方につながる活用を促すための方策について、どう考えるか。併せて、アクセシビリティ機能や入出力支援装置の確実な活用に向けた方策について、どう考えるか
- 個々の実態を的確にとらえた教育活動の実現に向けた個別の指導計画の更なる充実の在り方やカリキュラム・マネジメントの在り方、また個別の教育支援計画の充実についてどう考えるか
- 障害種ごとに必要な配慮事項（特に、言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害における指導上の配慮の在り方等）についてどう考えるか
- 学習活動を行う場合に生じる障害による困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫の改善に向けた方策（各教科等の学習の過程で考えられる困難さの状態に対して、困難さが生じる要因に目を向けた対応）について、どう考えるか
- 1 及び 2 の検討の方向性を踏まえ、障害のある子供たちの教育課程全体に通底する考え方・視座をどのように整理していくか

ワーキンググループにおける検討事項・論点②

2. 特別支援教育に関する課題を踏まえた固有の検討事項

(2). 特別支援学校に関する検討事項

- 自立活動の内容の更なる充実に向けた方策や、自立活動の時間の指導と各教科等の指導の関連付けの充実に向けた方策、さらには、子供の自立と社会参加を見据えて、自立活動を学ぶ意義を踏まえた子供主体の自立活動を更に展開するための方策について、どう考えるか
- 知的障害の各教科において、小・中・高の各教科に準じつつ、知的障害の特性や発達の段階等を踏まえた構造化の在り方について、どう考えるか
- 小規模化・少人数化が進む障害種の状態も踏まえた、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善のための方策をどう考えるか
- 重複障害の子供たちへの指導や支援の充実に向けた方策についてどう考えるか
- 障害の早期発見・早期支援の更なる促進に向けた、センター的機能を発揮した乳幼児期を含めた相談体制の充実に向けた方策をどう考えるか
- 高等部において、子供たちが希望する将来の実現に向けて、教科指導も含めた学修機会の充実や、特色・魅力ある教育活動の実現に向けた方策について、どう考えるか。また、時代の進展に応じた職業教育・専門教育の展開に向けて、どのような見直しが考えられるか
- 交流及び共同学習の更なる充実のため、どのような方策が考えられるか

(3). 高等学校に関する検討事項

- 特別な教育的支援を必要とする生徒が高等学校においても急増している現状を踏まえ、個々に応じた適切な指導や必要な支援の実現に向けた方策について、特別支援学校のセンター的機能の活用も含め、どう考えるか

(4). 特別支援学級に関する検討事項

- 特別支援学級の特別の教育課程の編成・実施に係る改善・充実に向けた方策をどう考えるか。特に、自立活動の指導の改善や、各教科等の学びの充実に向けた方策などをどう考えるか
- 特別支援学級において適切な指導を担保し、特別支援学級の子供たちが交流及び共同学習として通常の学級で学ぶ際に、障害の状態等に応じた適切な指導や必要な支援が担保されるための取扱いをどう考えるか
- 一部には通常の学級を学びの場とすることが適切と思われるような子供が特別支援学級に在籍している事例もあることについてどう考えるか

(5). 通級による指導に関する検討事項

- 自立活動を取り入れることとするための方策
- 通常の学級に在籍する子供たちが通級による指導を利用する場合の特例的な取扱いの見直しに向けた教育課程上の取扱いについて、具体的にどのような制度設計としていくか
 - ✓ 自立活動を取り入れた上で、特に必要がある場合に各教科の指導を行うことを可能とすること
 - ✓ 通級による指導の授業時間数・修得単位数の在り方
 - ✓ 各教科等の目標・内容の一部を障害の状態等を考慮したものに替えることや取り扱わないこと など
- 通級による指導を受けやすくするための方策や、不適切な運用を防ぐための仕組みの構築について、どのように考えていくか

(6). (1)～(5)を実現する上での環境整備に関する課題

- 各自治体・学校において、合理的配慮の提供をはじめとして、障害のある子供たちの学習機会を保障するために必要な基礎的環境整備の充実や、地域間格差の解消に向けた課題をどう考えるか

第3回特別支援教育ワーキンググループ の検討事項

検討 項目 ①

**通常の学級に在籍する障害のある子供たちの
学習活動の充実に向けた方策**

検討 項目 ②

合理的配慮の提供を促すための方策

検討項目① 通常の学級に在籍する障害のある子供たちの学習活動の充実に向けた方策

1. 通常の学級に在籍する障害のある子供たちに対する現行規定

【現行の小・中学校学習指導要領の記載】

総則

ア 障害のある児童（生徒）などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童（生徒）の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

各教科等（指導計画の作成に当たっての配慮事項）

障害のある児童（生徒）などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

※高等学校も同趣旨を記載

<現行の規定の趣旨>

（一人一人の障害の状態等に応じた工夫）

- 障害の種類や程度によって一律に指導内容や指導方法が決まるわけではなく、子供たち一人一人の障害の状態等により、学習上又は生活上の困難が異なることに十分に留意し、個々の子供の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討し、適切な指導を行うことが必要であることから、その旨を小・中・高の総則において規定

（各教科等の指導における指導内容・指導方法の工夫）

- 各教科等の指導にも、障害の種類や程度を的確に把握した上で、障害のある子供たちの「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じた様々な「手立て」を検討し、指導に当たっていくことが必要。その際、全ての教師が障害に関する知識や配慮等についての正しい理解と認識を深め、組織的な対応ができるようにしていくことが必要
- このため、全ての教科等の授業において、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう、各教科等における指導計画の作成に当たっての配慮事項として、学習上の困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を行うことを規定

2. 検討の前提となる基本的な考え方

（通常の学級における授業づくり、学級・集団づくり）

- 小・中・高等学校における障害のある子供たちへの支援に当たっては、まずは通常の学級において、障害のある子供たちをはじめ様々な面で配慮が必要な子供たちが在籍していることを前提として、全ての子供に対する多様性・包摂性を尊重した学習者主体の授業づくり、学級・集団づくりの取組を進めることが必要。その際には、デジタル学習基盤の活用も前提に考える必要（こうした取組を積極的に進めることで必要となる個別的な支援の内容も変わってくると考えられる）

（個別的な支援としての指導内容・指導方法の工夫）

- 上記のような取組を踏まえた上で、通常の学級において、障害のある子供に対して、障害の状態等を踏まえた個別的な支援としての指導内容や指導方法の工夫に取り組むことが必要（その際には、校内委員会による支援策の検討や、個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用が求められる）

（通級による指導・特別支援学級における指導・支援）

- その上で、障害の状態等を踏まえ、通常の学級だけでは指導・支援が困難な子供たちに対して、通級による指導を通じた支援を実施し、通級による指導の成果を通常の学級での学びに生かしていくことが必要。更に、障害の状態等を踏まえ、各教科等において特別な教育課程を編成し、少人数でのきめ細かな指導・支援が必要な子供たちに対しては、特別支援学級を学びの場とするといった教育的ニーズを踏まえた段階的な検討のプロセスが必要

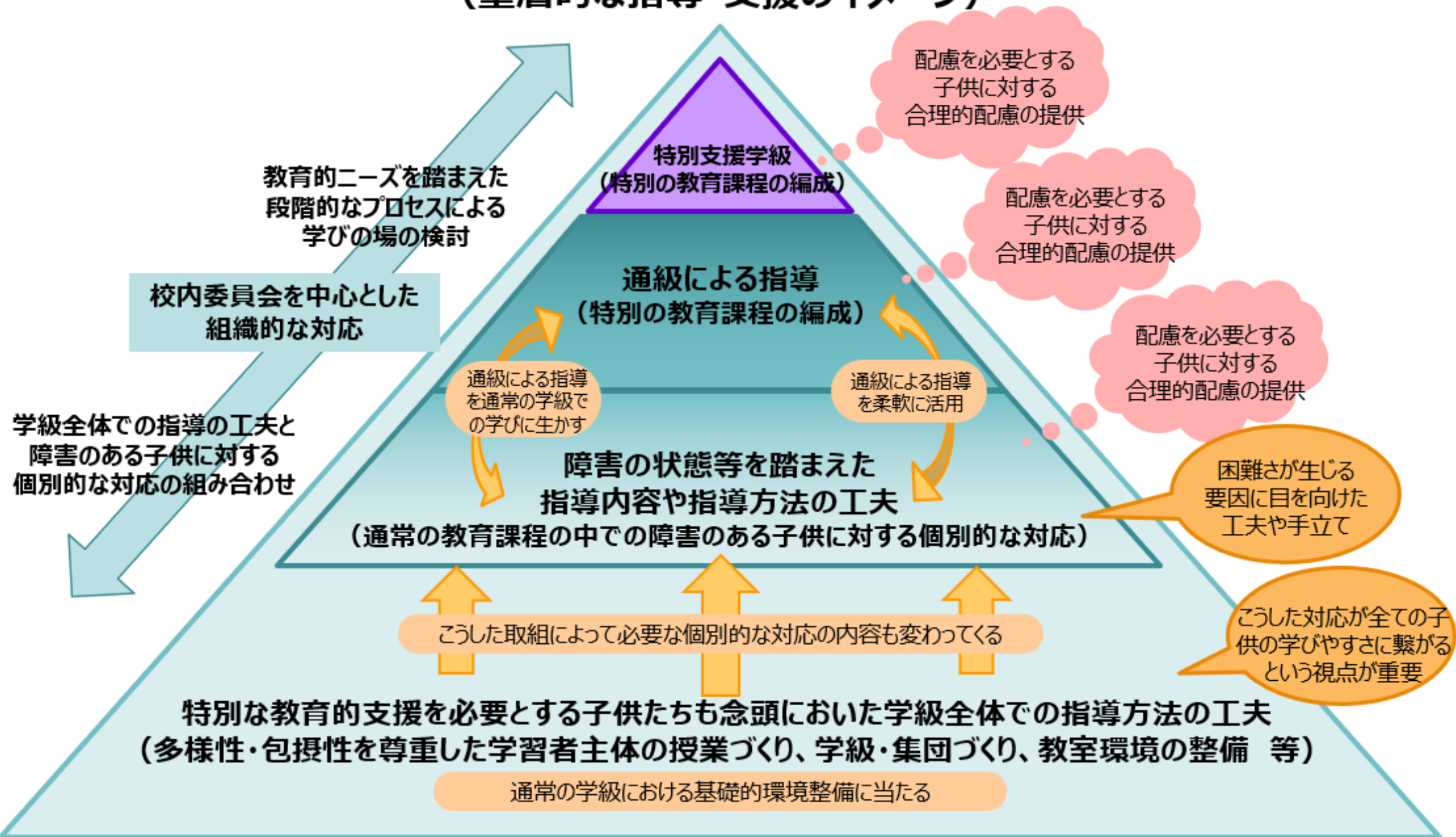
（合理的配慮の提供）

- なお、それぞれの場の教育において、本人・保護者の意向を踏まえ必要な場合には、建設的対話を通じた関係者の合意形成のもと、過重な負担のない範囲で、合理的配慮の提供を行うことが必要

このように、多様性・包摂性を尊重した学習者主体の授業づくり、学級・集団づくりの上に、一人一人の教育的ニーズに応じた個別的な対応を組み合わせることで障害のある子供たちの学習活動を充実し、更に必要がある場合には通級による指導を行ったり、特別支援学級を学びの場とするといった、重層的な指導・支援の考え方が重要なのではない

このことを通じて、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指すとともに、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場において、障害のある子供たち一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援に取り組む「インクルーシブ教育システムの構築」の一層の推進がなされるのではないか

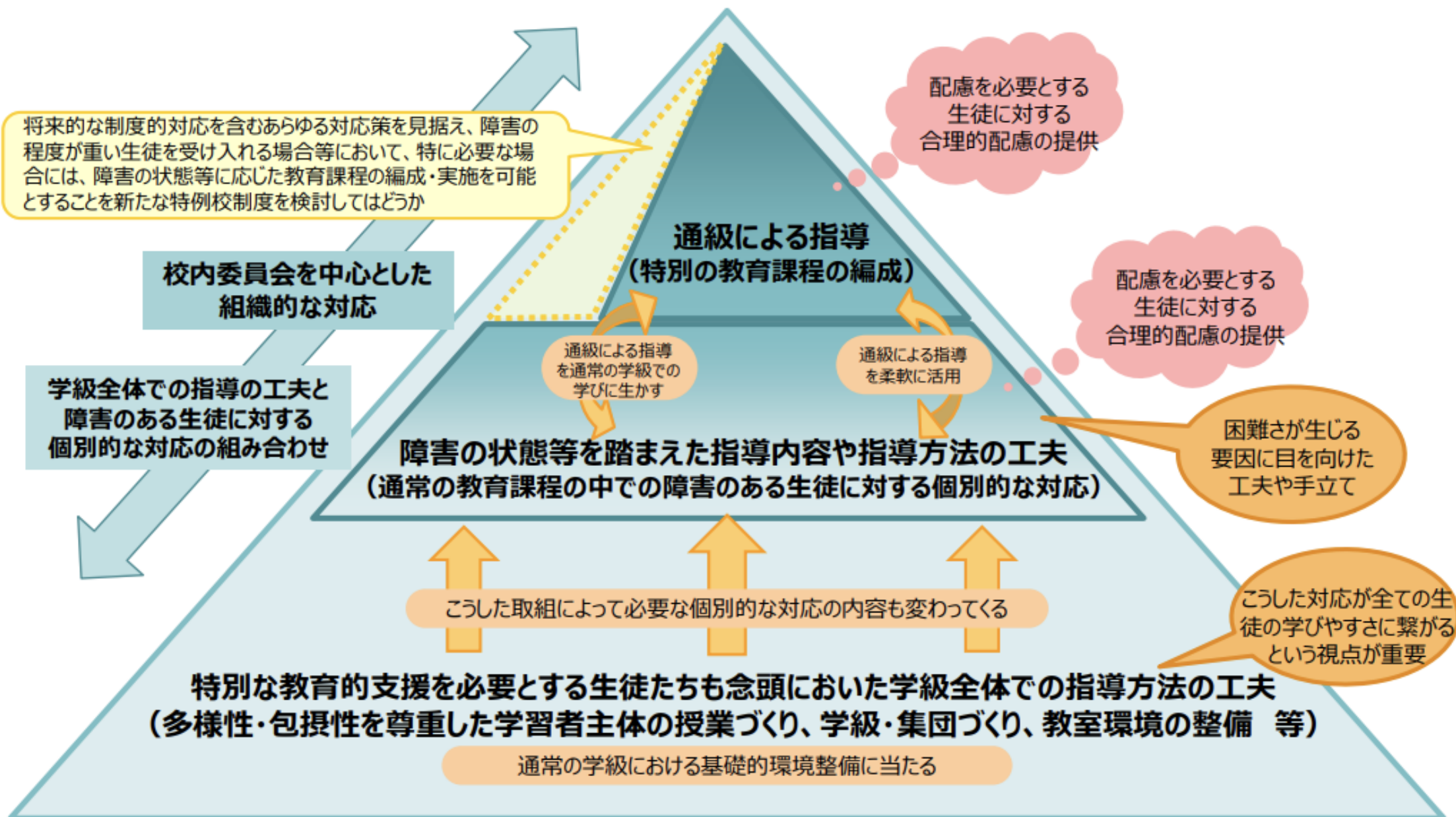
小・中学校に在籍する障害のある子供たちの学習活動の充実に向けた方策 (重層的な指導・支援のイメージ)



※特別支援学級の対象： 知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害

通級による指導の対象： 言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱

高等学校における障害のある生徒の学習活動の充実に向けた方策 (重層的な指導・支援のイメージ)



※通級による指導の対象：言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱



現状・課題

1. 多様な子供が通常の学級に在籍していることを前提とした方策

- 現在の小・中・高等学校の学習指導要領では、障害のある子供たちへの指導について、以下の事項を規定
 - ① 障害の状態等を踏まえた個別的な対応としての指導内容・指導方法の工夫
 - ② 特別支援学級における特別の教育課程
 - ③ 通級による指導における特別の教育課程
 - ④ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用

まずは通常の学級における、障害のある子供たちが在籍していることを前提とした取組が起点となるが、学校現場に十分に理解されているとは言い難く、指導主事による各教科等の指導助言においても十分に取組われていない実態がある
- 障害のある子供たちが通常の学級に在籍していることを前提として、板書の工夫や教室内の刺激の調整等の指導上の工夫を十分に行っている小・中学校の割合は約半数となっており、地域によって取組に差が生じている状況がある（補足資料1）
- このように、障害の「社会モデル」(※)の考え方を踏まえた、多様な子供がいることを前提とした授業づくり、学級・集団づくりが十分には進んでいないこと、通級による指導をはじめとした、通常の学級に在籍する障害のある子供たちへの個別的な支援が十分でないこと等とも相まって、障害の程度が比較的軽度であっても特別支援学級を学びの場とする子供が増え続けている現状がある（交流及び共同学習として大半の時間を通常の学級で学んでいるなど、通常の学級で学ぶことが可能と思われる子供たちも特別支援学級に数多く在籍している現状がある）※障害者が受ける制限は、心身の機能の障害のみならず社会における障壁と相対することによって生じるという考え方

2. 障害による困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫の改善

- 各教科等の学習の過程においては、障害のある子供たちへの個別的な対応として、「困難さ」の状態に対する指導上の工夫を行うこととなるが、その際には明確な「指導上の工夫の意図」を持ち、個に応じた様々な「手立て」を講じていくことが必要
- しかし、教師から見える表出した「困難さの状態」への対応にとどまり、その背景にある「困難さが生じる要因」に目が向けられない中、明確な意図に基づいた効果的な手立てが講じられず、学習上の困難が軽減されていない事例が散見される



検討の方向性

1. 重層的な視点を踏まえた指導・支援の在り方の整理

- 小・中・高等学校の通常の学級に在籍する障害のある子供たちに対する指導・支援に当たっては、まずは通常の学級において、障害のある子供が在籍していることも念頭におきつつ、障害の有無によらず全ての子供にとって学びやすい学習者主体の授業づくり、学級・集団づくりを進めていくことが大前提であるという考え方を明らかにする必要があるのではないか
- その上で、通常の学級に在籍する障害のある子供たちに対して、障害の状態等を踏まえた個別的な支援として、指導内容・指導方法の工夫の充実させ、通常の学級における特別支援教育に係る専門性を高めていくことが重要であり、国において、こうした工夫について学べる研修コンテンツや教師向けの資料等を提供していくことも必要ではないか
- また、通級による指導の充実や、通級による指導を柔軟に活用しその成果を通常の学級での学びに生かしていくための方策も必要ではないか
- こういった通常の学級に在籍する障害のある子供たちへの支援の充実のためにも、これまで指摘されてきたように、障害のある子供たちに対する校内支援体制の充実、とりわけ、校内委員会の位置付けや役割の明確化を図ることが必要ではないか（補足資料2）
- 上記の取組を通じ、通常の学級で学ぶことが可能な子供たちについては、通級による指導をはじめ様々な支援や合理的配慮の提供を受けながら通常の学級において学び、通常の学級では指導・支援が困難な場合に特別支援学級を学びの場とする、といった重層的な指導・支援が考えられ、このことから、合理的配慮の提供を含め、通常の学級において求められる指導や支援・配慮の考え方を明らかにする必要があるのではないか

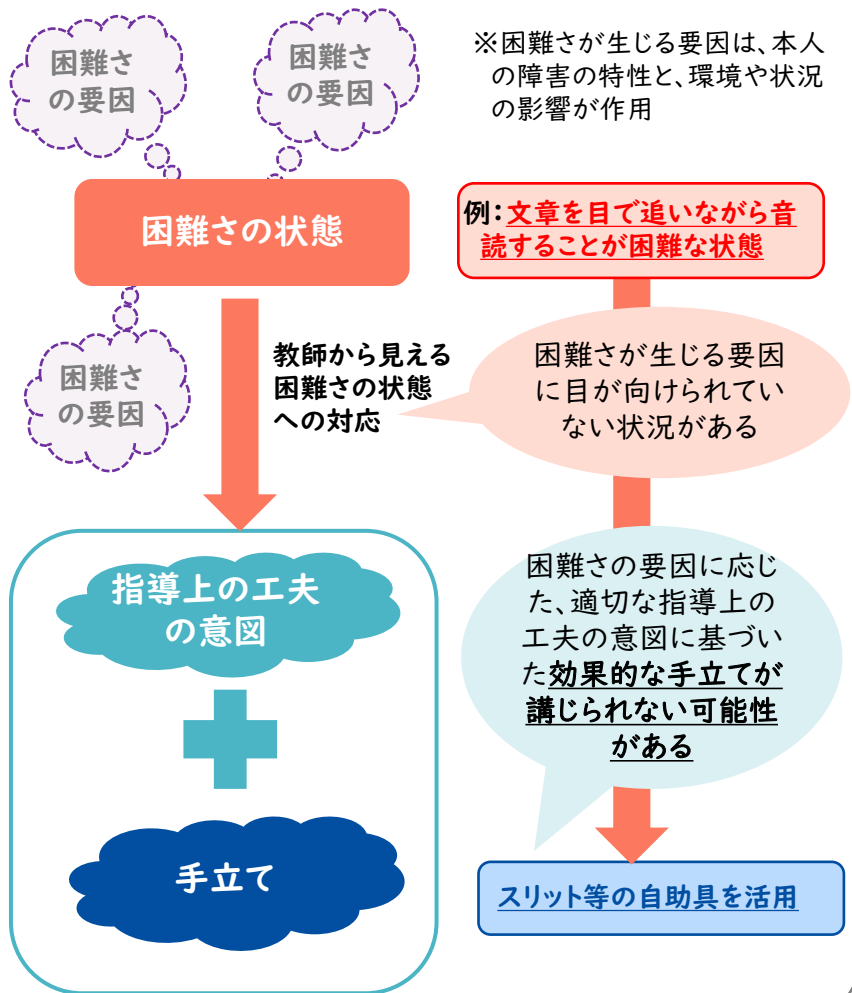
2. 学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫に関する改善

- 「困難さ」が生じる要因は、本人の障害の特性と環境や状況の影響が作用するものであり、困難さが生じる要因に目を向けた困難さの状態への対応について、校内委員会を中心に組織的に行っていくことが必要
- そのため、各教科等の指導に当たっての指導内容・指導方法の工夫について、解説等において、困難さが生じる要因に目を向けた上で、指導の工夫の意図を設定し、それに基づく手立てを実施する考え方や事例を示していくことが考えられるのではないか

学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫に関する改善イメージ

現行の課題

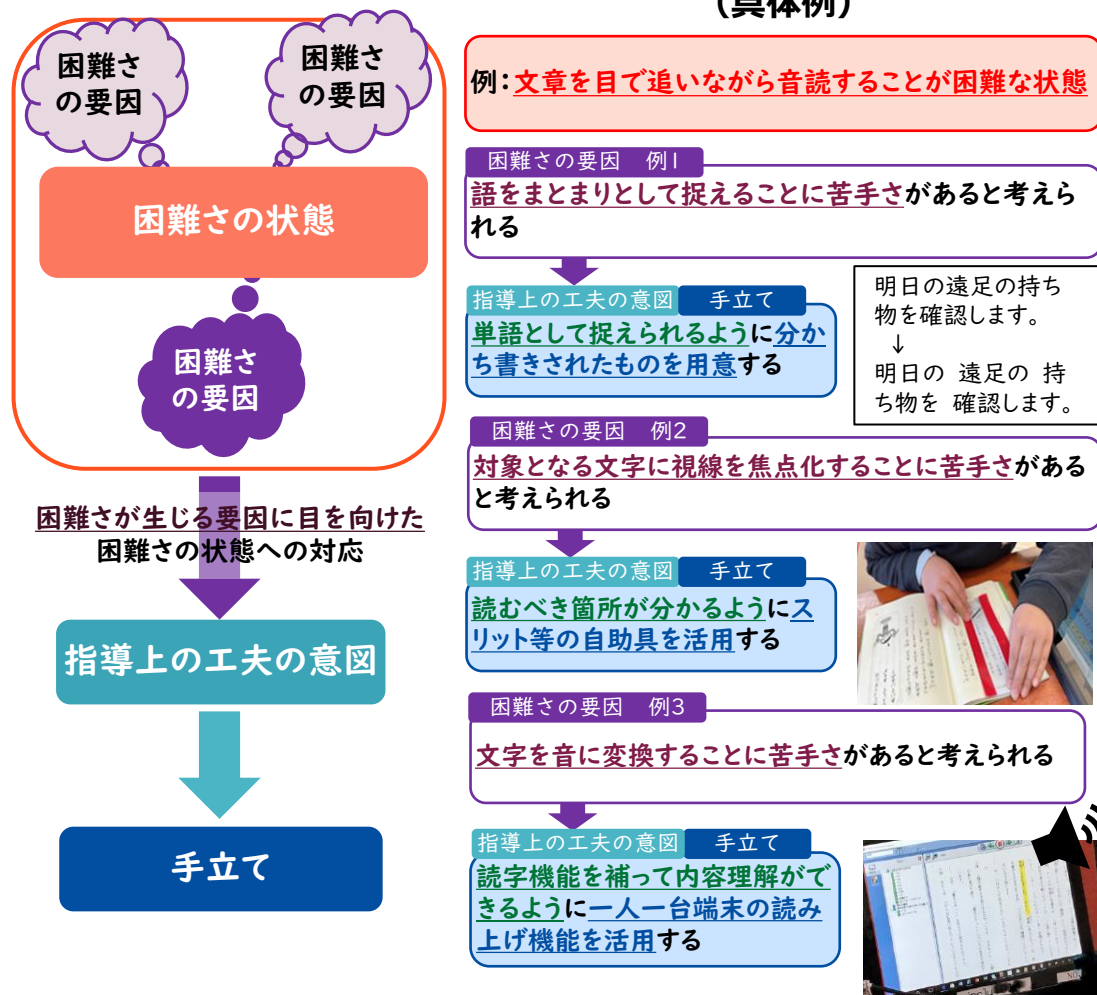
各教科等の学習の過程において考えられる【**困難さの状態**】に対して、【**指導上の工夫の意図**】+【**手立て**】を設定



改善イメージ

各教科等の学習の過程で考えられる【**困難さの状態**】に対して、【**困難さが生じる要因**】に目を向けた上で、【**指導上の工夫の意図**】を設定し、それに基づく【**手立て**】を実施

(具体例)



検討項目② 合理的配慮の提供を促すための方策

初等中等教育段階における合理的配慮の提供に関するこれまでの整理（補足資料3）

1. 合理的配慮の定義

「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享受・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」

2. 合理的配慮の決定方法・提供

- 合理的配慮の決定・提供に当たっては、各学校の設置者及び学校が体制面、財政面をも勘案し、「均衡を失した」又は「過度の」負担について、個別に判断することとなる。
その際、現在必要とされている合理的配慮は何か、何を優先して提供する必要があるかなどについて、関係者間で共通理解を図る必要がある。なお、設置者及び学校と本人及び保護者の意見が一致しない場合には、教育支援委員会等の助言等により、その解決を図ることが望ましい
- 合理的配慮は、子供一人一人の障害の状態等を踏まえて教育的ニーズの整理と必要な支援の内容の検討を通して、個々に決定されるものである。これを踏まえて、設置者及び学校と本人及び保護者により、個別の教育支援計画を作成する中で、発達の段階を考慮しつつ、合理的配慮の観点の踏まえながら、合理的配慮について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが望ましい

3. 通級による指導、特別支援学級、特別支援学校との関係

- 通常の学級のみならず、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校においても、「合理的配慮」として、障害のある子どもが、他の子どもと平等に教育を受ける権利を享受・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことが必要
- それぞれの学びの場における「合理的配慮」は、「合理的配慮」の観点を踏まえ、個別に決定されることとなるが、「基礎的環境整備」を基に提供されるため、それぞれの学びの場における「基礎的環境整備」の状況により、提供される「合理的配慮」は異なることとなる

4. 「基礎的環境整備」と学校における「合理的配慮」の観点

- 「合理的配慮」の充実を図る上で、「基礎的環境整備」の充実は欠かせない。（略）「基礎的環境整備」を進めるに当たっては、ユニバーサルデザイン（※）の考え方も考慮しつつ進めていくことが重要
※調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲ですべての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計のこと
- 合理的配慮を提供するに当たっての観点について、(1)教育内容・方法、(2)支援体制、(3)施設・設備について類型化した整理が試みられている
- このうち、(1)教育内容・方法については、①学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮、②学習内容の変更・調整、③情報・コミュニケーション及び教材の配慮、④学習機会や体験の確保、⑤心理面・健康面の配慮などが観点として整理されている（補足資料4）

（出典）中央教育審議会初等中等教育分科会平成24年報告及び「障害のある子供の教育支援の手引」より

合理的配慮の提供に関する教育課程上の位置付けの方向性

- 障害のある子供たちの学びを進めるためにも、基礎的環境整備としてのデジタル学習基盤の活用が不可欠である旨を明らかにしてはどうか。その際には、教師による指導のためのツールという視点に加え、学習者主体の学びを進めるためのツールという視点を踏まえることも必要ではないか
- 合理的配慮の提供の観点として求められている学習内容の変更・調整をはじめとした教育内容・方法に関する合理的配慮の提供と、現行規定である指導内容や指導方法の工夫などとの関係性を明らかにする観点からも、合理的配慮の提供に関する記載を設けてはどうか（その際、検討事項①で示した重層的なアプローチを踏まえた記載を検討してはどうか）
- 合理的配慮の提供に際しては、本人・保護者との建設的対話を通じた合意形成が必要であり、合理的配慮の提供に向けたプロセスも明示してはどうか



現在の位置付けと課題

1. 合理的配慮の提供に関する現在の位置付けと課題

- 現在、幼・小・中・高等学校の障害のある子供たちに対する指導内容や指導方法の工夫に関する記載は、学びの場にかかわらず、障害のある子供たち一人一人の障害の状態等を踏まえた個別的な支援に関して記載されているものであり、教師による指導上の工夫としての記載でもある
- このように、現在の記載は教師側・学校側の視点に立ったものであり、障害のある子供たちが教育内容・方法に関して合理的配慮を求める場合との関係については、必ずしも明らかになっていない。例えば、
 - ✓ 合理的配慮の提供に当たっては、建設的対話による合意形成を通じて個別に変更・調整を行っていくこととなるが、現行の教師による指導上の工夫と、合理的配慮の提供に当たって求められる上記のプロセスの視点との関係については明らかではない
 - ✓ 合理的配慮として想定されている教育内容や方法に関する変更・調整と、現行の指導内容や指導方法の工夫として想定される範囲を踏まえ、どういった変更・調整までが可能なかが必ずしも明らかではない
 - ✓ 合理的配慮の提供の前提となる「過重な負担のない範囲」の考え方について、建設的対話を促す観点からも、関係者の共通理解を得るような示し方も必要ではないか
- 現在、小・中学校においては、合理的配慮の提供に積極的に取り組んでいる学校の割合は一部にとどまっており、地域間の差も大きい現状があるなど、合理的配慮の提供に関する理解が十分に進んでいるとは言えない状況がある（補足資料5）
- 特別支援学校については、基礎的環境整備の状況が小・中・高等学校とは異なっており、現行でも、障害の状態等に応じた柔軟な教育課程の編成が可能であることを踏まえつつ、本人・保護者の意向を踏まえ、必要がある場合には合理的配慮の提供を促すような示し方が必要
- なお、合理的配慮の提供に当たっては、配慮を受ける子供が、周囲から「特別扱い」をされていると否定的に捉えられる場合があることも指摘されており、心理的な安全性を確保する学級・集団づくり、授業づくりが併せて必要であることに留意が必要



検討の方向性

1. 合理的配慮の提供に関する方向性

- 障害のある子供たちにとって、合理的配慮の提供を求めることは、「社会モデル」の考え方を踏まえ、社会的障壁を取り除くために必要なものであるだけでなく、自己の学習を主体的に調整するために必要なものであり、障害のある子供たちの自己選択・自己決定に資する資質・能力の育成という観点からも重要なもの
- そのため、学習者主体の視点に立ち、過重な負担のない範囲内での合理的配慮の提供を確実に促すための方策として、各学校段階の学習指導要領の総則において、位置付けが必要ではないか
 - ✓ 幼・小・中・高等学校等においては、現行の指導内容や指導方法の工夫に関する記載に加えて、本人・保護者からの意思の表明を踏まえ、本人・保護者との建設的対話による合意形成により、過重な負担のない範囲での合理的配慮の提供を行う旨を明記してはどうか
 - ✓ また、設置者・学校と本人・保護者の意見の違いが大きい場合があることも踏まえ、解説等において、以下のような点を含め合理的配慮の提供を進めるための考え方を分かりやすく示していくことが考えられるのではないかと
 - ・ 学習内容の変更・調整や、情報保障や教材の配慮といった合理的配慮として考えられる観点
 - ・ 過重な負担の基本的な考え方（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約、費用・負担の程度、学校規模や自治体の財政規模、といった観点）
 - ・ デジタル学習基盤を含む基礎的環境整備との関係 など
 その際、通常の学級における学習内容の変更・調整については、特別支援学級や通級による指導において編成される特別の教育課程ではなく、通常教育課程の編成下における合理的配慮の提供であることを念頭に置いた示し方や整理が必要ではないか
 - ✓ 上記の考え方を示す際には、合理的配慮を受ける子供が学校やクラスの中で孤立しないよう、多様性を尊重した学習者主体の授業づくりや心理的安全性を確保する学級・集団づくりが必要な旨も示してはどうか
 - ✓ 特別支援学校においても、総則の中で、本人・保護者からの意思の表明を踏まえ、本人・保護者との建設的対話による合意形成により、過重な負担のない範囲での合理的配慮の提供を行う旨を明記してはどうか
- 合理的配慮の内容については、個別的教育支援計画の中に確実に記載するとともに、学校間での確実な引継ぎを行うよう、求めている



現在の位置付けと課題

(合理的配慮の提供に関する課題の続き)

- 関係者間の建設的対話を充実させていくためには、民主的で持続可能な社会の作り手を皆で育む観点を踏まえ、合理的配慮の提供について教師や本人・保護者それぞれが理解することが前提であることを確認することが必要
- 高等学校において、障害のある子供たちの在籍者数が急増しているが、高等学校の入学選抜における障害のある生徒に対する受検上の配慮の状況については、年々取組は進んできているものの、自治体間の取組の差が大きい状況もある（補足資料 6）

2. 基礎的環境整備とデジタル学習基盤について

- 従来は障害の状態等に応じたICTの活用は合理的配慮と位置付けられてきたが、1人1台端末などのデジタル学習基盤が整備されたことで、ICTの活用は合理的配慮の基盤となる基礎的環境整備としての位置付けられるものとなった。障害のある子供たちの学びにとって、デジタル学習基盤は、障害による学習上又は生活上の困難さの改善・克服に向けた活用のみならず、主体的・対話的で深い学びの実装に向けても必要不可欠なものであると考えられる（補足資料 7）
- 他方、小・中学校において、特別な支援を要する子供たちへの学習活動でのICTの活用が進んでいない学校もあることや、特別支援学級や特別支援学校においても、1人1台端末に装備されたアクセシビリティ機能や入出力支援措置について、十分に活用されていない学校もあるなど、デジタル学習基盤を基礎的環境整備として生かし切れていない実態もある（補足資料 8）
- 障害のある子供たちの中には、ICT機器をただ使用するだけでは学習上の困難等の改善には結びつかない子供たちもいることから、障害の状態等に応じて、デジタル学習基盤に様々な支援を組み合わせた学習支援を行うことも必要



検討の方向性

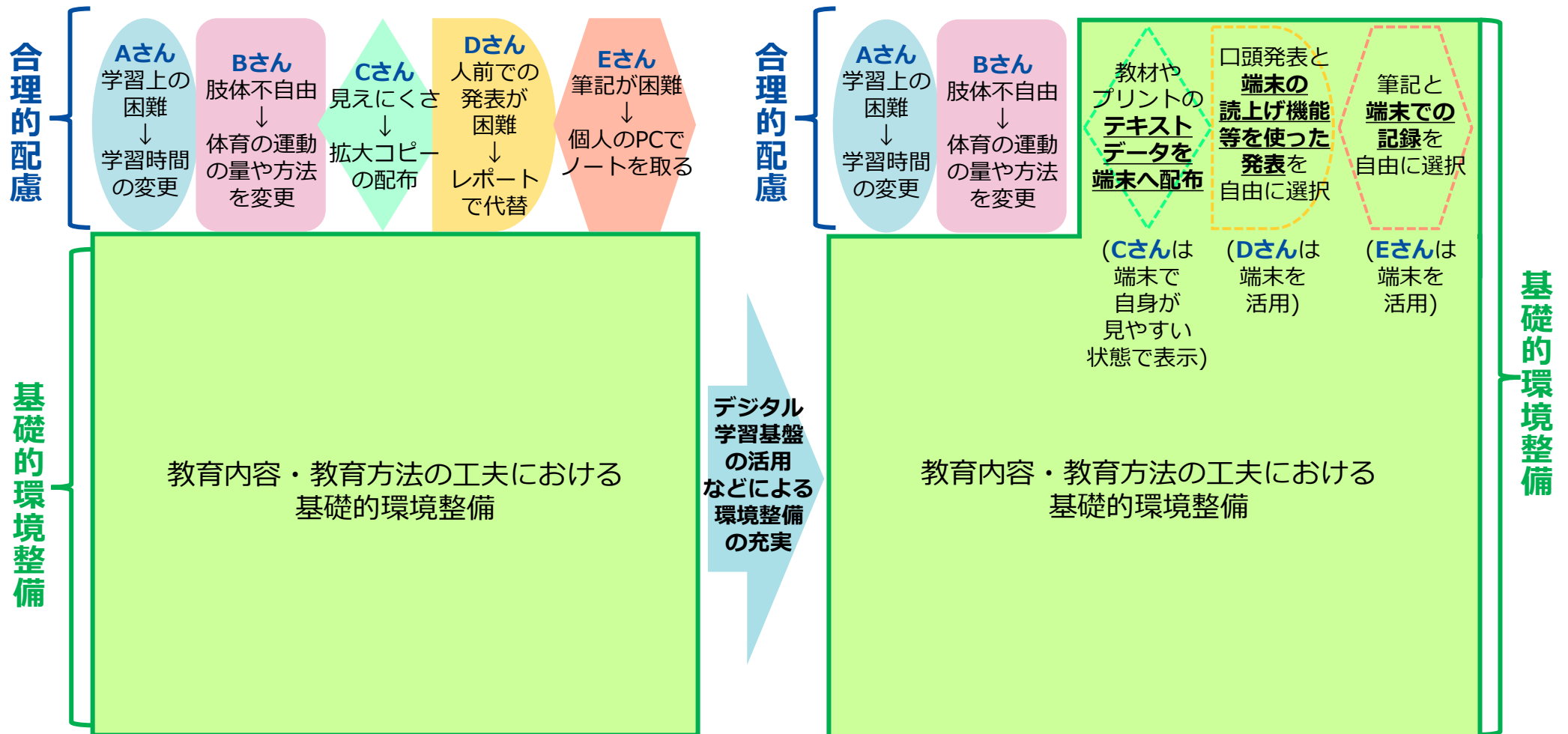
- 学校側と本人・保護者との建設的対話を充実させていくためにも、国において、本人・保護者に対する分かりやすい資料や、合理的配慮として考えられる事例のデータベース等の提供を充実していくことも必要ではないか
- 高等学校の入試において、障害のある生徒に対する受検上の配慮を更に進めるためにも、文部科学省が作成している「高等学校入学選抜における受検上の配慮に関する参考資料」について、デジタル学習基盤の活用等を含む配慮の例を提示するなどの見直しを行ってはどうか

2. 基礎的環境整備とデジタル学習基盤について

- 障害の「社会モデル」の考え方を踏まえ、多様な子供がいることを前提とした教室環境や授業づくりは基礎的環境整備として重要。デジタル学習基盤は、様々な困難さを抱える障害のある子供たちにとって学びの機会を保障するものであり、学びの主体的な調整を図るためにも不可欠なものであることから、合理的配慮の基盤となる基礎的環境整備に位置付くものとして、その意義を総則等で明記してはどうか
- 合理的配慮の提供に当たっては、デジタル学習基盤、その他の基礎的環境整備の状況を踏まえることを明らかにしてはどうか。その際、障害の状態等に応じ、アクセシビリティ機能や入出力支援装置を適切に活用することが必要である旨も示すことを検討してはどうか
- 障害のある子供たちに対するデジタル学習基盤の活用は、様々な困難さの改善・克服を図りつつ学習者主体の学びを進めるためのツールであり、重層的な支援の状況によって、求められる活用の在り方も異なってくることから、分かりやすい例を提示するなどの方策も必要ではないか。また、障害の状態等に応じ、デジタル学習基盤と様々な支援策を組み合わせた学習支援を講じる必要があることも示してはどうか
- 特別支援学校に在籍する子供たちにとっても、情報技術の急速な進展を踏まえた情報活用能力の育成は急務であり、小・中・高等学校と同様に、情報活用能力の抜本的向上が必要ではないか
※具体的な方向性については、次回以降の議事の中で検討予定

デジタル学習基盤の活用などによる基礎的環境整備の充実と 合理的配慮の関係（イメージ）

従来、児童生徒への個別の合理的配慮として提供する必要があった支援の中には、1人1台端末などの活用によって誰でも選択可能な学習方法となり得るものもあり、デジタル学習基盤の活用は合理的配慮の前提となる基礎的環境整備の充実に、特に不可欠なものと考えられる。



第4回特別支援教育ワーキンググループ の検討事項

検討 項目

①

**知的障害特別支援学校における情報活用能力
の抜本的強化に向けた方策について**

検討 項目

②

自立活動の充実に向けた方策について



現行学習指導要領及び解説における自立活動に関する基本的事項

自立活動の意義と指導の基本

- 障害のある子供の場合、その障害によって日常生活や学習場面で様々なつまずきや困難が生じることとなる。そのため、特別支援学校学習指導要領の各教科等に加え、特別の領域として自立活動を通じて、調和的発達の基盤を培い、人間として調和のとれた育成を目指している。
- 自立活動は、心身の調和的発達の基盤に着目して指導するものであり、その指導が各教科等において育成する資質・能力を支える役割を担っている
- 目標にある自立とは、「子供がそれぞれの障害の状態や発達の段階等に応じて、主体的に自己の力を可能な限り発揮し、よりよく生きていこうとすること」を意味している
- H21年改訂において、いわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえ、目標を「障害に基づく種々の困難を主体的に改善・克服する」から、「障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服する」に改めている
- 自立活動の内容は、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素を検討して、その中の代表的なものを27項目として示し、6つの区分に分類・整理したものである
- 自立活動の内容は、各教科等のように、そのすべてを取り扱うものではなく、個々の子供の実態に応じて、指導目標を達成するために必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定するものである

個別の指導計画の作成と内容の取扱いについて

- 自立活動や重複障害者の指導に際して、個別の指導計画を作成することを規定（H11改訂）、各教科等にわたり作成することを規定（H21改訂）
- 特別支援学級や通級による指導を受ける子供たち全員に対し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成することを規定（H29改訂）
- 自立活動の個別の指導計画の作成においては、教科のように目標の系統性は示していないことから一人一人の実態把握に基づき、指導すべき課題を明確にすることによって、個別に指導目標や、具体的な指導内容等を設定する。
- 特に、指導目標の設定に至るプロセスが重要となるため、前回改訂において、解説において作成の手続きを例示（流れ図）し、その中に「指導すべき課題を明確にすること」を加え、指導目標の設定に至る考え方や指導の継続性を担当者間で共有することなどを示している
- また、前回改訂において、具体的な指導内容を設定する際に考慮する事項として、
 - ✓ 自己選択及び自己決定する機会を設けること
 - ✓ 自立活動における学習の意味を将来の自立や社会参加に必要な資質・能力との関係を理解し、取り組めるような指導内容を取り上げることなどを新たに示している
- 指導方法の工夫については、特定の方法を機械的に当てはめるのではなく、実態に基づいた指導内容にふさわしい指導方法を創意工夫することを示している

第1回特別支援教育WG 資料6 自立活動に関する記載の抜粋

自立活動に関する現状と課題

幼・小・中・高・特別支援学校共通の検討事項

- 個別の教育支援計画や個別の指導計画はおおむね作成されているものの、特に個別の指導計画においては、実態把握が十分ではなく、適切な指導目標や指導内容が設定されていないため、一人一人の子供たちの障害の状態等を十分に考慮せずに指導を行っている学校もあるとの指摘もある

特別支援学校に関する課題

- 自立活動の時間の指導と各教科等の指導の関連付けや、自立活動に係る実態把握から指導目標・内容の設定までのプロセスや考え方の浸透が不十分

特別支援学級に関する課題

- 自立活動の指導について、障害の状態等を考慮せずに一律に特定の活動ありきで実施しているような学校や、自立活動の授業時間数が十分ではないと思われる学校、自立活動の指導と各教科等の指導との関連を図ることに課題がある学校も見受けられる

通級による指導に関する課題

- 通級による指導に際して、個々の子供たちの障害の状態等の実態把握が十分されておらず、適切な指導目標や指導内容が設定されていない状況も見受けられる。また、障害の状態等を考慮せずに一律に「〇〇トレーニング」といった特定の活動をもって通級による指導としている学校もあるなど、自立活動の趣旨が十分理解されていない状況もある

検討事項・論点

幼・小・中・高・特別支援学校共通の検討事項

- 個々の実態を的確にとらえた教育活動の実現に向けた個別の指導計画の更なる充実の在り方やカリキュラム・マネジメントの在り方、また個別の教育支援計画の充実についてどう考えるか

特別支援学校に関する検討事項

- 自立活動の内容の更なる充実に向けた方策や、自立活動の時間の指導と各教科等の指導の関連付けの充実に向けた方策、さらには、子供の自立と社会参加を見据えて、自立活動を学ぶ意義を踏まえた子供主体の自立活動を更に展開するための方策について、どう考えるか

特別支援学級に関する検討事項

- 特別支援学級の特別の教育課程の編成・実施に係る改善・充実に向けた方策をどう考えるか。特に、自立活動の指導の改善や、各教科等の学びの充実に向けた方策などをどう考えるか

通級による指導に関する検討事項

- 自立活動を取り入れることとするための方策



現状・課題

1. 教育活動全体における自立活動の位置付け・自立活動と各教科等の指導の関連

特別支援学校

- 特別支援学校においても、知的障害特別支援学校を中心に、年間の授業時数が34時間未満の学校があり、適切な授業時数の設定がされていない学校がある。
- また、総則にある「学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする」の理解が不十分であり、教育活動全体で行っていることをもって、自立活動の指導としている学校がある。
- 各教科等を合わせた指導を行っている場合、合わせることで自立活動の時数計上が曖昧であり、個々の自立活動の指導目標や指導内容が不明確なまま指導が行われているという課題がある。
- 各教科等と自立活動と各教科等との密接な関連を保ち、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことの重要性が十分に浸透していない。

特別支援学級・通級による指導

- 特別支援学級では、自立活動の年間授業時数が0時間又は34時間未満の学校があり、適切な授業時数の設定がされていない学校がある。
- 通級による指導や特別支援学級における自立活動の指導内容やその成果を教科等の指導に活かすなどの関連が図られていない。

【教育課程企画特別部会「論点整理」より】

特別支援学校 自立活動について、各教科等との関連付けをこれまで以上に徹底し、自立活動の時間に加えて、学校の教育活動全体の取組となるよう、見直しを図る方向で検討すべき

特別支援学級 自立活動の指導については、自立活動の時間のみならず特別支援学級の教育活動全体を通じて指導を実施することを明示する方向で検討すべき

通級による指導 障害による困難の改善・克服を目的とする指導の充実を図る観点から、通級による指導において、自立活動を取り入れることを明確にすべき



自立活動における方向性①

1. 教育活動全体における自立活動の位置付け・自立活動と各教科等の指導の関連

- 自立活動が学校の教育活動全体を通じた取組となるよう、特別支援学校の教育課程における自立活動の意義や位置付けをより明確にするため、以下のような考え方を、特別支援学校学習指導要領総則において分かりやすく示してはどうか。
 - ✓ 自立活動は、知・徳・体といった調和のとれた発達を目指す際、その発達の基盤を培うことを目標とし、各教科等を通じて育成する資質・能力を支える役割を果たすものであること。
 - ✓ この自立活動の目標、役割は、特別支援学校の教育目標そのものに関わるものであり、特別支援学校の教育活動全体を通じて、自立活動の視点をもって取り組む必要があること。
 - ✓ 自立活動の時間における指導を教科等の指導に生かす、教科等の学習状況も自立活動で取り上げ実態把握につなげる、自立活動の成果を教育活動全体の中で評価し、教育課程の評価と改善につなげる、といったカリキュラム・マネジメントの中で、自立活動と各教科等を関連付けていくことが重要であること。
- 自立活動の指導と各教科等との密接な関連を図るためにも、障害による学習上又は生活上で生じる困難さと、自立活動の指導との関連を図ることの例示を解説で示してはどうか。
- 各教科等を合わせた指導で行っている場合においても、教育の内容と指導の形態とを混同しないよう、自立活動を含む各教科等それぞれの授業時数の計上によって総授業時数とすることを明確化してはどうか。
(小・中・高等学校学習指導要領における自立活動の示し方)
- 特別支援学級においても自立活動の時間を適切に設けた上で、教育活動全体を通じて自立活動の指導を行うことや、通級による指導についても、自立活動を取り入れることを明確にした上で、自立活動と教科をより密接に関連させることを明確化してはどうか。

特別支援学校の教育活動全体における自立活動の位置付け（イメージ）

育成を目指す資質・能力の観点から整理した
自立活動の指導の位置づけ

各教科等の指導を通じた
資質・能力の育成

支える

＜自立活動の指導＞
心身の調和的発達の基盤を培う

自立活動の時間の指導を要とした自立活動の指導
（教育課程編成の観点からの整理）

障害による学習上又は
生活上の困難を抽出

教科等

自立活動の時間の指導を
生かした配慮や手立て等

往還

課題を整理し
指導目標・指導内容
を設定

往還

自立活動
の時間の指導

教科等

教科等

特別支援学校の教育目標の達成

- ・ 小学部においては小学校教育の目標、中学部においては中学校教育の目標
- ・ 小学部・中学部を通じ、児童及び生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うこと



現状・課題

2. 子供主体の自立活動の更なる展開

- 自立活動の指導においても、障害者が日常・社会生活で受ける制限は、心身の機能の障害のみならず、社会における様々な障壁と相對することによって生ずるものという考え方、いわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえた障害の捉え方を前提として指導することの必要性が指摘されている。
- 障害の状態や発達の段階等に応じ、自立活動を学ぶ意義や卒業後の自立と社会参加に向けた子供主体の自立活動について更なる充実に向け検討することの必要性も指摘されている。
- 指導すべき課題の整理においては、教師から見た一方向、一側面の困難さを課題にする傾向があり、子供自身が捉えている困難さを考慮した指導目標の設定になりにくいことや、指導目標と指導目標の達成に必要な項目を選定し、項目同士を関連付けた具体的な指導内容になっていないことが指摘されている。



自立活動における方向性②

2. 子供主体の自立活動の更なる展開

- 自立活動の指導に当たっては、障害の「社会モデル」の考え方も踏まえつつ、教師主導型の指導ではなく、子供主体の自立活動を更に展開させていくことが必要。
- そのため、子供主体の自立活動となるよう、指導すべき課題の整理において、6区分の観点から捉えた子供の実態と子供自身が捉えている困難さも考慮するように示してはどうか。その際、実態把握において、個人因子のみならず、社会モデルを踏まえた環境因子から把握することの重要性について、解説で示してはどうか。
- その際、子供自身が捉えている学校での困難さや社会参加に向け想定される困難さを子供と共に整理したり、指導を通じた子供の自己評価や振り返りを取り入れたりするなど解説に示してはどうか。
- また、より一層、子供自身の自己選択・自己決定に資する指導内容を促す観点から、指導計画の作成に当たっての配慮事項の記述を充実し、個々の児童生徒が自己の意思を表明することができるような指導内容を取り上げることなどを新たに盛り込んでどうか。



現状・課題

3. 特別支援学級・通級による指導においても自立活動を取り入れることを前提とした、自立活動の内容等の示し方

- 指導内容を設定する際に、内容に示してある6区分27項目から必要な項目を選定し関連付けて指導内容を設定するという理解が不十分なまま、区分を指導内容のまとまりであるという認識や、「内容」は、全てを取り扱うものとして指導している場合がある。
- 区分の「4 環境の把握」は、感覚の活用や認知の特性など、学習上又は生活上の困難と深く関係することとなるが、教師にとっては、その名称と各項目が意味していることが捉えきれず、実態把握や具体的な指導内容に生かしきれていない。
- 特別支援学級や通級による指導においては、障害の状態等を考慮せずに、障害名をもって特定の区分のみを取り上げて指導したり、一律に「〇〇トレーニング」といった特定の指導方法を当てはめて指導したりするなど、自立活動の意義や基本が十分に理解されていない状況も見受けられる。

【教育課程企画特別部会「論点整理」より】

特別支援学校学習指導要領における自立活動

特別支援学校学習指導要領を参照する特別支援学級や通級による指導の担当教師にとっては自立活動の内容が難解であるとの指摘もあり、小・中・高の教師に自立活動の内容をこれまで以上に理解してもらう観点からの方策が必要である



自立活動における方向性②

3. 特別支援学級・通級による指導においても自立活動を取り入れることを前提とした、自立活動の内容等の示し方

- 学習指導要領における自立活動の「内容」について、各教科と同様にすべてを取り扱うといった誤解や、障害区分や指導内容のまとまりを想起させてしまうなどの混乱を避けるため、例えば、「内容」に柱書を追加して、自立活動の指導に当たっては、個々の児童生徒の障害の状態等の的確な把握に基づき、指導すべき課題を明確にした上で指導目標を設定し、指導目標を達成するために必要な項目を選定し、それらを相互に関連付け、具体的な指導内容を設定する旨を明らかにしてはどうか。
- 指導する教師にとってイメージしやすく分かりやすい示し方の観点から、また、学習指導要領の目標・内容の構造化・表形式化の検討の方向性も踏まえながら、自立活動の内容について表形式化を行ってはどうか（※詳細は次ページに示す）。
- 区分・項目について、指導する教師にとってイメージしやすく分かりやすく示す観点から、以下のような見直しを検討してはどうか。
 - ✓「1 健康の保持」「(3)身体各部の状態の理解と養護に関すること。」の「養護」は受け身的な意味合いがあることや、より主体的な取組を促す観点から、「養護」を「対応」にしてはどうか。
 - ✓区分の「4 環境の把握」については、分かりやすく示す観点から次に示す表形式化することによって体系的に示し、実態把握や具体的な指導内容につなげられるようにしてはどうか



自立活動における表形式化の方向性

構造化・表形式化に係る論点

- 自立活動は、心身の調和的発達¹の基盤を培うものであり、各教科の資質・能力の育成を支える役割を担っている。
- 自立活動は、子供一人一人の多様な実態に即した指導目標を設定し、内容の中から必要な項目を選定して指導内容を設定していくことから、現行学習指導要領においても、教科等のように育成を目指す資質・能力の柱ごとに目標・内容を示していない。また、教育課程上、特別の領域として、位置付けられている。
- 今回の構造化は、「主体的・対話的で深い学び」の実装を図るものであるが、上記の自立活動の特質を踏まえると、各教科等と全く同じように内容を「高次の資質・能力」を元に構造化して示すことは馴染みにくい。

一方

- 教師にとって分かりやすく、使いやすいを目指す上で、表形式で分かりやすくすることは重要なことである。
- 通級による指導や特別支援学級の教師、経験の浅い教師が読んでも端的に理解可能な記述とすることは重視すべき。

そこで

検討の方向性

各区分の概括的な意味内容を表すものとして、「**区分の観点**」(仮称)として表記することに加え、各項目の意味するものとして、「**項目の趣旨**」(仮称)も加え、表形式で示すことで、教師にとって分かりやすく使いやすい示し方とすることができるのではないか。

自立活動の内容の表形式化イメージ

新たに記載
(イメージ)

内容			
内容は、心身の調和的発達を培うための「人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素」及び「障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素」から構成され、区分、項目としてしめている。自立活動の指導に当たっては個々の指導目標を達成するために必要な項目を以下から選定し、それらを相互に関連付け、具体的な指導内容を設定するものである。			
区分	区分の観点	項目	項目の趣旨
1 健康の保持	新設(仮称) 生命を維持し、日常生活を行うために必要な健康状態の維持・改善を身体的な側面を中心として図る観点から内容を示している。	(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。	体温の調節、覚醒と睡眠など健康状態の維持・改善に必要な生活のリズムを身に付けること、食事や排泄などの生活習慣の形成、衣服の調節、室温の調節や換気、感染予防のための清潔の保持など健康な生活環境の形成を図ること。
		(2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。	自分の病気の状態を理解し、その改善を図り、病気の進行の防止に必要な生活様式についての理解を深め、それに基づく生活の自己管理ができるようにすること。
		(3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること。	病気や事故等による神経、筋、骨、皮膚等の身体各部の状態を理解し、その部位を適切に保護したり、症状の進行を防止したりできるようにすること
		(4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。	自己の障害にどのような特性があるのか理解し、それらが及ぼす学習上又は生活上の困難についての理解を深め、その状況に応じて、自己の行動や感情を調整したり、他者に対して主体的に働きかけたりして、より学習や生活をしやすい環境にしておくこと。
		(5) 健康状態の維持・改善に関すること。	障害のため、運動量が少なくなったり、体力が低下したりすることを防ぐために、日常生活における適切な健康の自己管理ができるようにすること。
2 心理的な安定	自分の気持ちや情緒をコントロールして変化する状況に適切に対応するとともに、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服する意欲の向上を図り、自己のよさに気付く観点から内容を示している。	(1) 情緒の安定に関すること。	情緒の安定に関すること。』は、情緒の安定を図ることが困難な幼児児童生徒が、安定した情緒の下で生活できるようにすること。
		(2) 状況の理解と変化への対応に関すること。	場所や場面の状況を理解して心理的抵抗を軽減したり、変化する状況を理解して適切に対応したりするなど、行動の仕方を身に付けること。
		(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。	自分の障害の状態を理解したり、受容したりして、主体的に障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲の向上を図ること。
以下の区分、区分の観点、項目、項目の趣旨は、省略			
内容の取扱い	具体的な指導内容を設定する際の留意点等を示す。		

想定されるメリット

- 実態把握の観点として活用しやすくなる
- 適切な指導目標や指導内容が設定しやすくなる
- 体系的な理解につながり、障害名や特定の指導方法などに偏った指導になりにくい
- 項目同士を関連付けた指導内容を考えやすくなる



現状・課題

4. 個別の指導計画の更なる充実

(実態把握から指導目標・内容の設定までの考え方・プロセス)

- 個別の指導計画の作成の基盤となる実態把握について、現行の学習指導要領では「個々の児童又は生徒について、障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの実態を的確に把握すること。」と規定している。生育歴、基本的生活習慣、興味・関心、生活環境など、多岐にわたることから、作成の煩雑さや負担感の一方、自立活動の指導に必要な的確な実態把握にはつながりにくいことが指摘されている。
- 個別の指導計画を作成する際に、流れ図に示してある⑤指導目標から⑥項目の選定に至る手続きの拠り所となる考え方が、解説や流れ図に明確に示されておらず、どの項目を選定したらよいのかについて分かりにくいという指摘がある。
- 各教科等の個別の指導計画と自立活動の個別の指導計画をまとめた書式で作成している学校では、指導すべき課題の整理を曖昧にしたまま指導目標が設定されている。



自立活動における方向性③

4. 個別の指導計画の更なる充実

(実態把握から指導目標・内容の設定までの考え方・プロセス)

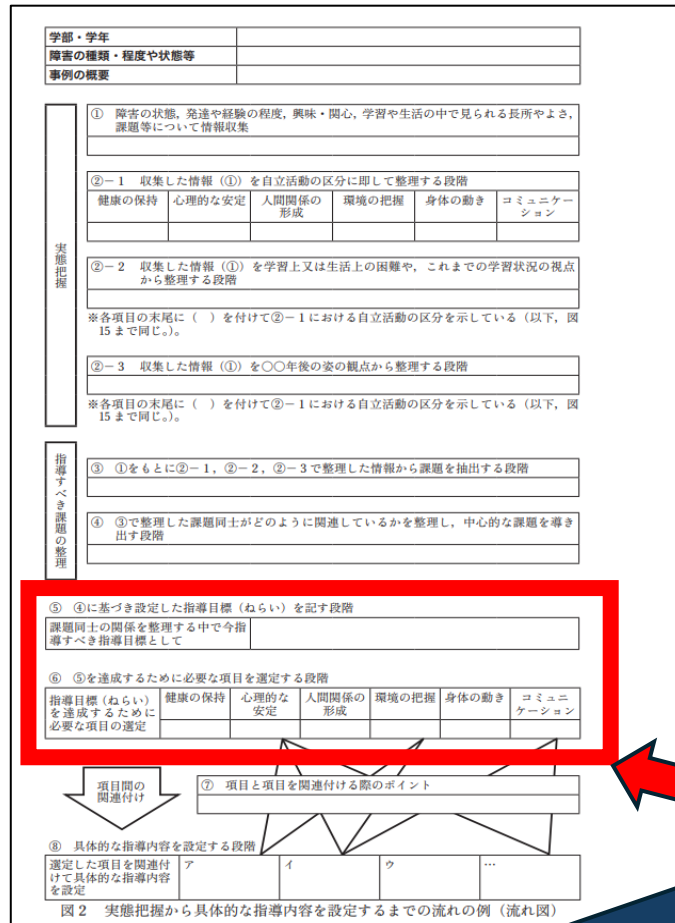
- 多岐にわたる実態把握は子供を理解する上で欠かせないものであるものの、個別の教育支援計画などで把握している内容と重複しているものもある。また、自立活動の指導における実態把握の内容やその範囲については、網羅的な把握を目指すことよりも6区分の観点から把握することが肝要であることから次のような見直しを図ってはどうか。
 - ✓ 作成の煩雑さや負担感の解消を図る観点から、子供たちの多岐にわたる実態については、他の諸計画等で把握した内容を参考にしつつ、改めて書き込んだり、再入力するなどにより業務の重複が生じることがないように留意することなどについて解説等に示してはどうか。
- 流れ図にある⑤から⑥に係る手続きである、指導目標から指導目標の達成に必要な項目を選定する際の手続きを次のように明示し、項目同士を関連付けた指導内容、ふさわしい指導方法を検討することにつなげやすくしてはどうか。
 - ✓ 指導目標の達成に向け、個々の子供が備えるべき要素は何かを分析することを示し、27項目から選定しやすいように解説や流れ図に示してはどうか。
- 自立活動の個別の指導計画の作成に係る手続きが、なぜ重要なのかについて、自立活動の意義や指導の基本を踏まえ、指導すべき課題の整理を含め、それぞれの手続きの意味を解説で充実させてはどうか。その際、各教科等にわたって作成する個別の指導計画との違いについても明示してはどうか。

実態把握から具体的な指導内容（自立活動）を設定するまでの流れ（流れ図）

補足イメージ

流れ図

「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚園・小学部・中学部）」において、個々の幼児児童生徒の実態把握から具体的な自立活動の指導内容を設定するまでの流れの例を示した図。



実態把握

指導すべき課題の整理

個々の幼児児童生徒の実態把握から指導目標（ねらい）を設定したり、具体的な指導内容を設定したりするまでの過程を、下記の段階により図式化。

- ① 障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、学習や生活の中で見られる長所やよさ、課題等について情報収集
- ②-1 収集した情報(①)を自立活動の区分に即して整理する段階
- ②-2 収集した情報(①)を学習上又は生活上の困難や、これまでの学習状況の視点から整理する段階
- ②-3 収集した情報(①)を〇〇年後の姿の観点から整理する段階
- ③ ①をもとに②-1、②-2、②-3で整理した情報から課題を抽出する段階
- ④ ③で整理した課題同士がどのように関連しているかを整理し、中心的な課題を導き出す段階
- ⑤ ④に基づき設定した指導目標(ねらい)を記す段階
- ⑥ ⑤を達成するために必要な項目を選定する段階
- ⑦ 項目と項目を関連付ける際のポイント
- ⑧ 具体的な指導内容を設定する段階

現行の課題

⑤から⑥に至る手続きとしての考え方や拠り所が、解説や流れ図に明確に示されておらず、どの項目を選定したらよいのかについて分かりにくい

指導目標の設定から指導目標の達成に必要な項目を選定に関する改善（イメージ）

補足イメージ

改善の方向性

【考え方】

・指導目標を構成している要素は何かを整理・分析することで、27項目から選定しやすくする。

【拠り所】

・自立活動における表形式の活用により、指導する教師が選定しやすいようにする。

具体例（流れ図の④・⑤から⑥の考え方と拠り所）

④ 中心的な課題

知的障害を伴う肢体不自由のあるAさんは、もてる力で言葉で表現したり、物を操作したりしようとする意欲がある。**一方で、脳性まひにより言語表出が不明瞭で相手に伝わりにくかったり、言葉の意味理解が不確かであったりする。また、不随意運動が生じることにより教材を注目したり、手を伸ばすなどして操作したりすることに困難がある。**そのため、言語理解を基盤としたコミュニケーションに対する苦手意識、人と関わることに對して受け身的になったり、運動・動作に対する成功体験の少なさなどにより学習上又は生活上の困難が生じている。

⑤ 指導目標

能動的に自分の思いを伝える力を高め、上肢を意図的に動かし、対象となる物を操作できるようにする。

整理・分析

指導目標を達成するために必要な要素

能動的に伝えるためには
信頼関係を基盤とし、教師とのやりとりや働き掛けに応じること

自分の思いを伝えるためには
言葉で表現する意欲、簡単な言語の理解すること

上肢を意図的に動かすためには
動かそうとする腕や手指の感覚的な認識と理解

対象となる物を操作するためには
上肢を動かすための安定した姿勢を保持すること

自立活動における表形式の活用

区分	区分の概念	項目	項目の本質
1 健康の保持	生命を維持し、日常生活を行うために必要な健康状態の維持・改善を身体各部の機能を中心として図る観点から内容を示している。	(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。	体位の調節、寝食と睡眠などの健康状態の維持・改善に必要な生活のリズムを築くこと。食事や睡眠などの生活習慣の形成、衣服の調節、室温の調節や換気、感染予防のための清潔の保持など健康な生活環境の形成を図ること。
		(2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。	自分の病気の状態を理解し、その改善を図り、病気の進行の防止に必要な生活習慣についての理解を深め、それに基く生活の自己管理ができるようにすること。
		(3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること。	病気や事故等による神経、筋、骨、皮膚等の身体各部の状態を理解し、その部位を適切に保護し、症状の進行を防止しよりよい状態にする。
		(4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。	(略)
		(5) 健康状態の維持・改善に関すること。	(略)
2 心理的な安定	自分の気持ちや情緒をコントロールして変化すること。周囲の人や物事に対する反応も、授業による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服する意欲・関心・努力を示している。	(1) 情緒の安定に関すること。	情緒の安定に関すること。1は、情緒の安定を図ること困難な幼児児童生徒が、安定した情緒の下で生活できるようにすること。
		(2) 状況の理解と変化への対応に関すること。	場所や場面状況を理解して心理的距離を調整したり、変化する状況を理解して適切に対応できるように、行動の仕方を選択し対応する。
		(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲・関心・努力を示している。	自分の障害の状態を理解し、受容し、主体的に障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲の向上を図ること。

項目の選定

3 人間関係の形成
(1) 他者とのかかわりの基礎に関すること

6 コミュニケーション
(2) 言語の受容と表出に関すること

4 環境の把握
(1) 保有する感覚の活用に関すること

5 身体の動き
(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること

内 容

- 1 病弱教育の動向
- 2 学習指導要領の改訂に向けて
- 3 病弱教育の充実に向けて期待すること**
- 4 資料

1.学習指導要領改訂の大きな方向性とは？

次期学習指導要領に向けた基本的な考え方

～あらゆる方策を活用し、三位一体で具現化～

1

「主体的・対話的で深い学び」の実装（Excellence）



「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通じた資質・能力の育成について、一層の具現化・深化を図る

2

多様性の包摂（Equity）



子供たちの多様性を包摂することで、一人一人の意欲が高まり、可能性が開花し、個性が輝く教育を実現する

3

実現可能性の確保（Feasibility）



持続可能な在り方を追求し、教師と子供の双方に「余白」を創出することで豊かな学びに繋げる

学びをデザインする高度専門職としての教師

「裁量的な時間」をはじめ柔軟な教育課程による余白

デジタル学習基盤をはじめとする基盤整備

総合的な勤務環境整備

多様な子供たちの「深い学び」を確かなものに



生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、
自らの人生を舵取りすることができる民主的で持続可能な社会の創り手をみんなで育む



1.学習指導要領改訂の大きな方向性とは？

次期学習指導要領に向けた基本的な考え方



自らの人生を舵取りすることができる民主的で持続可能な社会の創り手の育成



「好き」を育み、「得意」を伸ばす
(興味・関心)



当事者意識を持って、自分の意見を
形成し、対話と合意ができる

【各教科等での検討イメージ】

好き・得意をベースとした主体的な進路選択の促進

高
中
小
幼

課題設定の充実

グループ探究
個人探究

総合

生きて働く「確かな知識」の習得

興味・関心が広がる
教材・学習方法の選択を促進

自分の意見を表現する活動の充実

探究的な要素を持つ学習活動の充実
家庭学習の内容を自律的に決められ
るような段階的指導
(家庭学習はじめ学習習慣の確立を含む)

各教科等

児童生徒主体のルール形成や
学校生活改善、行事の創造等
の明確化

(みんなが学びやすいルールや環境
の構築を含む)

納得解を形成しようとするこ
との重要性の明文化

(安易な多数決の回避や少数意見の
吟味)

特別活動

考え、議論する
道徳の徹底

(主体的な判断の重
要性、知・徳・体の
調和のとれた発達に
向けた、道徳的価値
の対立を乗り越える
必要性や道徳的実践
の強調)

道徳

言葉を用いて思考を深めていく指導

他者と関わり協同する力の育成

多様な子供を誰一人取り残さな
い視点としての個別最適な学び
と協働的な学びの一体的充実

科学的知見も生かした
効果的な指導計画・授業方法
児童生徒の学習方略の指導

障害や認知特性等、多様な
実態を踏まえた調整
(教科等、家庭学習含む)

全ての活動の基盤として
の心理的安全性の確保

学びをデザインする高度専門職としての教師

デジタル学習基盤をはじめとする基盤整備

「裁量的な時間」をはじめ柔軟な教育課程による余白

総合的な勤務環境整備

2. 「深い学び」を実現するための分かりやすい学習指導要領に向けた工夫とは？

高次の資質・能力をもとにした一層の構造化・表形式化・デジタル化



子供たちに育む資質・能力が分かりやすく、日々の授業づくりの際に教師一人一人が使いやすい学習指導要領とするため、「構造化・表形式化・デジタル化」を一体的に進め、「深い学び」を授業で具現化しやすくする。

／生きて働く／

知識及び技能

他の学習や生活の場面でも活用できる

高次の資質・能力

知識及び技能に関する統合的な理解

個別の知識や技能が相互に関連付けられて一般化され、統合的な理解となった姿



(例)関数を使えば未知の状況を予測できる

社会や生活で直面する未知の状況でも課題解決に繋げていけるよう「質」を高めることが重要

資質・能力の「深まり」の可視化

個別の知識や技能

知識① 知識② 知識③ 知識④



(例)比例・反比例の理解 / 1次方程式の解き方 等

／未知の状況にも対応できる／

思考力、判断力、表現力等

知識・技能を活用しながら、未知の場面でも課題を解決できる

高次の資質・能力

思考力、判断力、表現力等の総合的な発揮

複雑な課題の解決に向けて、個別の思考力、判断力、表現力等を組み合わせたり選んだりして総合的に働かせた姿



(例)現実の事象を数式でモデル化し、未知の状況を予測して、具体的な解決策を選択する

資質・能力の「深まり」の可視化

個別の思考力、判断力、表現力等



(例)二つの数量の変化・対応関係を見つけて式やグラフを用いて考察する 等

ある程度の知識・技能なしに思考・判断・表現することは難しいし、思考・判断・表現を伴う学習活動なしに知識の深い理解と技能の確かな定着は難しい

資質・能力の「一体的育成」の可視化

※論点整理における「中核的な概念の深い理解」「複雑な課題の解決」について、総則・評価特別部会における議論を踏まえ、「知識及び技能に関する統合的な理解」「思考力、判断力、表現力等の総合的な理解」（総称して「高次の資質・能力」）

に更新して記載

※「高次の資質・能力」は、個別の資質・能力が深まることで至る、「統合的な理解」や「総合的な発揮」を指し示すものであり、個別の資質・能力との関係で重要性の軽重を意味するものではない。

深い学びの実現に向けた次期学習指導要領における各教科等の「統合的な理解」「総合的な発揮」の例

「統合的な理解」と「総合的な発揮」を記述することにより、資質・能力の理解やその育成のための教師の単元構成や授業づくりを助け、「深い学び」を授業で具現化しやすくする

「思・判・表」の深まりを「知・技」が全体として支える教科等

※「思・判・表」の系統性が比較的明確で、表形式では「並行パターン」で示す

国語 中

言葉の様々な意味や働き、使い方に
関する知識や技能を使えば、理解や思考、
表現の質が高まることを理解している

相手や状況、目的に応じて、文章の
書き方を工夫して、考えや思いをより
よく伝えることができる

・文脈に即した語句の選び方
・話や文章の機能に応じた構成や展開
・情報の整理の仕方、信頼性の確かめ方 など

相手や目的に応じて重要な情報を見極めて関係を整理し、
構成や表現の仕方を工夫して伝える文章を書く
・経験や思い、想像した世界を、目的に応じて、構成、描写な
どを工夫して描き出す文章を書く など

※「書くこと」の領域におけるイメージ

外国語 中

英語で書いて表現する際に、様々な
語彙や表現、文構造、文法の知識を、
コミュニケーションの中で使うことにより、
表現の質が高まることを理解している

コミュニケーションを行う目的や場面、
状況などに応じて、様々な話題につい
て、情報や自分の考え、気持ちなどを
整理し、表現等を工夫して書く

・個々の語彙や表現、文構造、文法の理解
・英語の特徴やきまりに関する知識を、英語で書く際に、文章
の中で活用

・日常的な話題について、簡単な語句や文を用いて、情報や
自分の考え、気持ちなどを書く
・身近な社会的な話題について、簡単な語句や文を用いて、
考えた、感じたことやその理由を書く

※「書くこと」の領域におけるイメージ

音楽 中

声の音色や響きの特徴を実感を伴っ
て捉えながら、身体の使い方を調節
することで、思いや意図を歌唱で表現
できることを理解している

知覚・感受したことをよりどころに表現に
対する思いや意図をもち、自分や他者
にとって歌唱による表現がもつ意味や
価値を実感しながら、歌唱表現を深め
ることができる

・音楽を形づくる要素とその働き
・声の音色や響き及び言葉の特性とそれを生かした歌い方

・音楽を形づくる要素とそれらの働きとの関わりについて考
える
・曲想と音楽の構造などの関わりについて考え、曲の特徴を
生かした表現を工夫し、思いや意図をもって歌う

※「A 表現」領域 区分「歌唱」におけるイメージ

図画工作 小

自分の感覚や行為を通して造形的
な特徴を捉えながら、場面に
応じて活用できる技能を身に付けることで、
創造的に表現できることを理解してい
る

形や色などを基に自分のイメージをも
ちながら豊かに発想や構想をし、表す
過程での気付きを生かして表現するこ
とができる

・形や色などの造形的特徴を理解すること
・絵や立体、工作に表す活動を通して、表現方法を知り、
材料や用具の特徴を生かして使うこと

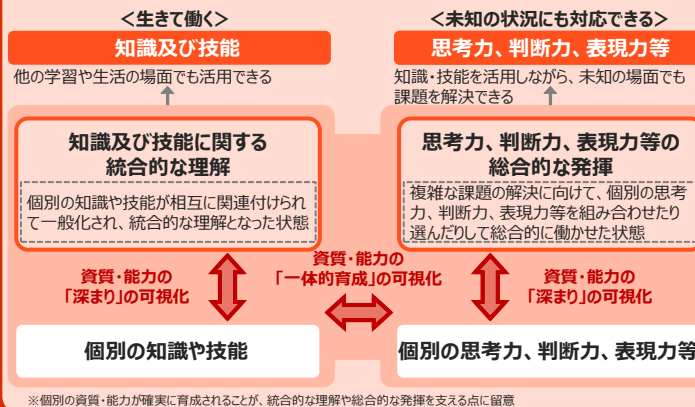
・形や色などの造形的特徴を基に、自分のイメージをもつ
・絵や立体、工作に表す活動を通して、想像したことなどから表
したことを見付け、どのように表すかを考え、表し方を工夫して
表現する

※「A 表現」領域 区分「自分と表したいこと（仮）」におけるイメージ

※各教科等の特定の内容のまとまりに対応する「統合的な理解」「総合的な発揮」を例
示的に示したもの
※各教科等におけるイメージに記載の内容は検討中であることに留意。「統合的な理解」
「総合的な発揮」や個々の知・技、思・判・表の記載は内容を抜粋・簡略化して記載し
ているものがある。

「統合的な理解」「総合的な発揮」を活用した
単元構想プロセスにつなげる
(次頁の活用イメージを参照)

「深い学び」の具現化に関する共通的なイメージ



「知・技」の内容のまとまりに対応した「思・判・表」が明確な教科等

※「知・技」の系統性が比較的明確で、表形式では「並列パターン」で示す

社会（歴史的分野） 中

欧米諸国の動向や近隣の諸地域との
関係を背景に、社会や対外的な状況
の変化への対応が求められ、日本の近
代国家のしくみや近代的な社会や文化
が形成されたことを理解する

時期や年代、展開や変化、共通点や相
違点、原因、結果、現在とのつながりな
どの視点に着目して、近代の日本について多
面的・多角的に考察し、時代の特色を大
観して表現することができる

・欧米における近代社会の成立とアジア諸国の動き
・明治維新と近代国家の形成
・議会政治の始まりと国際社会との関わり

・工業化の進展と政治や社会の変化
・明治政府の諸改革の目的
・議会政治や外交の展開
などに着目して、事象を相互に関連付けるなどして、
多面的・多角的に考察し、表現する

※「C 現代の日本と世界（1）近代（前半）の日本と世界」の領域におけるイメージ

理科（物理分野） 中

力は物体の運動状態を変化させることを
理解する

科学的に探究する学習活動を通して、
物理現象の特徴を見いだして表現する
ことができる

・力の働き
・力のつり合いと合成・分解
・運動の規則性

・観察、実験や資料に基づいて分析・解釈する活動を通して、
作用と変化についての特徴を見いだして表現する

※「作用と変化」の領域におけるイメージ

算数 小

単位量あたりの大きさや割合、比は、二
つの数量の関係を数で表したものであり、
その数を用いて、二つの数量の関係どう
しを比べられることを理解する

事象における二つの数量の割合に着目
し、比べ方を考察して、判断に生かす

・割合を用いた二つの数量の関係どうしの比べ方
・単位量あたりの大きさの意味や表し方
・割合を用いた比べ方や、百分率を用いた表し方
・数量の関係を比で表したり、等しい比をつくらしたり

・二つの量の割合として捉えられる数量の割合に着目して大きさを
比べたり表現したりする方法を考察し、日常生活に生かす
・二つの数量の割合に着目し、二つの数量の割合どうしを比べる
問題を設定して、比べ方を考察する

※「変化と関係 割合と比」の領域におけるイメージ

左記以外の教科等

生活 小

※表形式では独自パターンで示す

学校、家庭及び地域との関わりの中で、自分の生活が支えられていることへの気付き
を深め、それらに親しみや愛着をもって行動できる

※「学校、家庭及び地域の生活に関する内容」の欄欄におけるイメージ

特別活動 中

学級での話し合いを生かして自己の課題を解決し将来の生き方を描いたりするため
に意思決定して実践することを通して、以下の資質・能力を育む

- 社会との関わりでの自己の生活上の課題や興味・関心に目を向け、主体的に行
動し現在及び将来の自己の生き方につなげようとする
- 他者の視点を通して、自己の価値観や思考を広げようとする
- 自他の意見や価値観を捉え直し、自己の思考や感情、行動を調整する

※「学級活動（2）日常生活における自己の成長と健康安全、（3）将来に向けた自己の成長とキャリア形成」の領域におけるイメージ

特別支援教育

知的障害 小学部 生活科

よりよい毎日の生活を送る上で必要となることを考えて行動する中で、衛生的で安全な
規則正しい生活習慣を確立する力を身に付けることにより、健康で自立した生活を送
ることができる

※「学校・家庭での基本的な生活習慣（仮）」の領域におけるイメージ

知的障害 中学部・高等部 職業科

働くことの意義や働くために必要な技能
についての理解を深め、自己実現を
図ったり社会の一員としての役割を果た
したりするために必要な力を身に付ける
ことにより、将来のよりよい職業生活につ
ながっていきけることを理解する

よりよい職業生活を送るために、実際の
場面において必要となる事柄を考え
るとともに、自分の長所や課題との関
係から、工夫したり改善したりすること
ができる

※「A 職業生活」の領域におけるイメージ

体育（運動領域） 小

ゲームの特性等に応じて、ボールの操作
や動きを理解し判断することで、ゲームの
楽しさや喜びを最大限味わうことができる

ゲームの特性等に応じて、運動の楽し
さや喜びを味わうために必要なことを考
え、動き・ルール・作戦等を工夫できる

・ボールを用いた様々なゲームのルール、場や用具の使い方
・ボール操作とボールを持たないときの動きの習得

・ゲームや運動の状況に応じて、
・動きやボール操作を選択する
・皆で楽しめるルールを考える
・個人やチームの作戦を工夫する

※「ボール運動系、球技」の領域におけるイメージ

家庭 中

地域の食文化を大切にし、健康で安全
な食事を続けていくことが、自分の生活
をよりよくすることにつながることを理解する

自分の食生活上の課題を見だし、自
立に向けて健康・安全で食文化を大
切にしたよりよい生活を工夫し、創造す
ることができる

・栄養素の種類と働き、食品の栄養的な特徴
・食品の選択や保存、献立作成の方法、調理の仕方
・地域の食文化と和食の調理

・健康に良い食習慣について考え、工夫する
・中学生の1日分の献立について考え、工夫する
・日常の1食分の調理について、食品の選択や調理の仕方、
調理計画を考え、工夫する

※「C 食生活（仮称）」の領域におけるイメージ

情報・技術 中

情報技術により情報やデータから新たな
関係を見いだしたり、情報を批判的に吟
味・設計することが、分かりやすい表現に
つながることを理解する

情報技術の正負の側面に配慮しつつ、
情報やデータを分析して判断したり、
分かりやすい情報を批判的に吟味・設
計・表現し、評価・改善したりできる

・情報やデータの統計的な分析やそれを用いた課題発見
・ユーザー視点の情報デザイン、コンテンツ設計
・メディア特性が人の認知に与える影響

・情報やデータ等の関係を多角的に見だし、整理・分析する
・試作や検証等を通して、情報処理の手順を設計し、図表等
に表現する

※「（1）情報の表現とデジタル化（仮称）」の領域におけるイメージ

単元構想に向けた「統合的な理解」「総合的な発揮」の活用イメージ

5年生の「割合」の単元で「深い学び」を実現するためには、どうやって単元構想をすればいいかな。

まずは、第5学年の「割合」の単元で育成すべき資質・能力を確認しよう。「統合的な理解」「総合的な発揮」と単元目標を見比べると、「割合」の学習が、将来、どんなことを理解し、どんな思考ができるようになるためにあるのかわかるな。

各時間で育成する資質・能力や学習活動が、「統合的な理解」「総合的な発揮」や単元目標につながっているか心配だな。

右のような単元構想図を使って、単元での資質・能力の「深まり」や「一体的育成」のイメージを把握した上で（赤矢印）、各時間で育成する資質・能力を理解し、学習活動を構想することが重要なんだな。

※この後は、単元の評価計画を検討したり、各時間の授業計画を行う。

※「統合的な理解」「総合的な発揮」等を活かして単元構想を行う際の思考プロセスを明確にするために作成しているイメージであり、各教師に常に参考イメージに示した資料を作成することを求める趣旨ではないことに留意。教科書会社が編集に当たってこうした整理を行いながら教科書を編集し、指導書等でその構造を示していくことで、経験の浅い教師でも資質・能力を関連付けて深めていく授業づくりが徐々に行えるようになっていく環境を整えていくことが重要。

算数 小

単位量あたりの大きさや割合、比は、二つの数量の関係を数で表したものであり、その数を用いて、二つの数量の関係どうしを比べられることを理解する

事象における二つの数量の関係に着目し、
比べ方を考察して、判断に生かす

- 割合を用いた二つの数量の関係どうしの比べ方
- 単位量当たりの大きさの意味や表し方
- 割合を用いた比べ方や、百分率を用いた表し方
- 数量の関係を比で表したり、等しい比をつくらりする

- ・二つの量の割合として捉えられる数量の関係に着目し、大きさ比べたり表現したりする方法を考察し、日常生活に生かす
- ・二つの数量の関係に着目し、二つの数量の関係どうしを比べる問題を設定して、比べ方を考察する

「統合的な理解」「総合的な発揮」等を活かして単元を構想するプロセスの一例（イメージ）

	時	学習内容	第5学年相当 単元名：割合（百分率）
			※「統合的な理解」及び「総合的な発揮」（以下「高次の資質・能力」の記載は第9回算数・数学WGの制議論を踏まえて事務局にて修正したもので（今後WGにて審議予定）。「単元目標・評価規準」については、現行学習指導要領の「知識及び技能」及び「思考力、判断力、表現力等」を、高次の資質・能力を踏まえて事務局にて修正したもの。いずれも暫定。 (統合的な理解) 単位量あたりの大さきや割合、比は、二つの数量の関係を数で表したものであり、その数を用いて、二つの数量の関係どうしを比べられることを理解する。 (単元目標・評価規準) 知識及び技能 (ア) 二つの数量の関係どうしを比べる場合に割合を用いる場合があることを理解している。 (イ) 百分率を用いた表し方を理解し、割合などを求めることができる。 (総合的な発揮) 事象における二つの数量の關係に着目し、比べ方を考察して、判断に生かす。 (単元目標・評価規準) 思考力、判断力、表現力等 (ア) 事象における二つの数量の關係に着目し、二つの数量の關係どうしを比べる問題として設定している。 (イ) 事象における二つの数量の關係に着目し、二つの数量の關係どうしの比べ方を考察している。 ※高次の資質・能力は各時の評価対象ではないことに留意。
			単元目標・評価規準に到達するまでの学習のつながり
	8765321	●学習の振り返り ●評価課題 ●日常生活における割合を用いた問題 ●百分率の問題 ●百分率や歩合の意味と表し方 ●他の事象における割合を用いて比べる問題 ●二つの数量の関係どうしの比べ方	二つの数量の關係どうしの比べ方を理解する。(ア) 百分率を用いた二つの数量の關係どうしの比べ方を理解する。(ア・イ) 百分率を用いて、基準量と比較量の求め方を理解する。(イ) 百分率による割合の表し方を理解し、割合を百分率で表したり、百分率で表された割合を小数で表したりすることができる。(イ) 異なる事象でも、二つの数量の關係どうしを比べられることを理解する。(ア) 二つの数量の關係どうしを比べる場合に割合を用いる場合があることを理解する。(ア) 二つの数量の關係を表した数(割合)を比べる学習であることを理解する。(ア) 異なる事象(例えば、委員会やクラブの定員に対する希望者数の比較)で、二つの數量の關係に着目し、二つの數量の關係どうしを比べる問題として設定する。(ア) 二つの數量の關係に着目し、二つの數量の關係どうしを比べられる事象が、他にもあるかを予想する。(ア) 基準量と比較量に比例關係を認め、基準量と比較量を揃えたり、比較量÷基準量で求められた二つの數量の關係を表した数(割合)を用いたりして、様々な二つの數量の關係どうしの比べ方を図式を用いて考察する。(イ) 入ったシュートの本数と打ったシュートの本数という二つの數量の關係に着目し、二つの數量の關係どうしを比べる問題として設定する。(ア)
		本単元の学習に関連する既習内容	(第4学年) 簡単な場合についての割合 (第5学年) 簡単な場合の比例の關係、乗法の乘法及び除法、測定値の平均、異種の二つの量の割合 (学びに向かう力・人間性等の「見取る姿」) 【検討中参考イメージ】 ・事象に知的好奇心や目的意識をもって問題を見だし、数学を活用しようとしている ・他者と数学的論拠に基づいて協働し、問題解決を進めようとしている ・問題発見・解決の過程を振り返って評価・改善しようとしている ※「見取る姿」は各単元ごとに見取るのではなく、学年・学期ごとに長期期間を通じて見取るものであることに留意。

特別支援学校（病弱）において、デジタル学習基盤を生かした 「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業改善ができていますか？

入院児童生徒に対し、
オンライン（テレプレゼンスロボットの活用含む）での調べ学習等
をしたら、関心が高まり学習意欲
の向上がみられた。

本校の教室と入院先とでオンライ
ン授業を行い、感想を聞いたり質
問に答えたりすることで、対話を通
じた学習を行った。

重複障害のある児童生徒に対し
、実態に応じた入出力支援装置
等を活用することで表現の幅が広
がったし、より主体的に学習に取り
組めるようになった。

I C T 機器を活用することで、疑
似体験や双方向通信等を通して
主体的な学びや対話的な学びを
実施することはできているけど、それ
が、深い学びにはなっていないかも。

仮想空間やテレプレゼンスロボットを活
用した活動は、その体験そのものを楽
しむことが目的となりがち。

児童生徒の実態や個々の学習面
における習得状況によって差が生じ
ている



特別支援学校（病弱）に期待すること

病気の子供を取り巻く環境の変化
学習指導要領の改訂を見据えて

☆各教科の指導の充実

- ⇒ 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善の充実（特に、深い学びの実装）
- ⇒ 制限・制約のある中で、いかに効果的に指導するか（子供の深い学びの姿の見取り）

☆自立活動の指導の充実

- ⇒ 個々の児童生徒の障害の状態等に即して個別の指導計画に基づいて行われることが基本であることを確認

☆デジタル学習基盤の効果的な活用

- ⇒ 同時双方向型・オンデマンド型の授業配信の実施及び学習評価等に関する知見の蓄積
- ⇒ ICTを使用することを目的とした授業づくりにならないようにする

☆小・中学校、高等学校の通常の学級、通級による指導、特別支援学級（病弱・身体虚弱）との連携、そこに在籍している子供への支援

- ⇒ 転学せずに療養している子供に対する教育機会の保障
- ⇒ 特別支援学校（病弱）のセンター的機能の在り方

現行学習指導要領に基づいた実践を深めつつ、次期学習指導要領の動向を視野にいたした取組を
特別支援学校（病弱）が病弱教育の最先端となる教育実践を行い、**地域の学校の道標に**

内 容

- 1 病弱教育の動向
- 2 学習指導要領の改訂に向けて
- 3 病弱教育の充実に向けて期待すること
- 4 資料**

季刊誌

特別支援教育

令和7年 夏 第98号

発行日：年4回刊行 3・6・9・12月
価格：900円（税込み）

文部科学省特別支援教育課編集の
特別支援教育の総合情報誌

関係者必携

特別支援教育

令和7年
夏
No.98

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 / ISSN-1346-3268 MEXT 67

【特集】
総合的な学習（探究）の時間



【巻頭言】
「スタートランプ」が変える
スポーツの世界

【連載企画】
連載講座「実践！ICT活用」
子供をささえるネットワーク
卒業生は今 ● 研究最新情報
教育委員会の取組
施策だより

【特集】総合的な学習（探究）の時間

- 協働的な学びに重点を置いた「総合的な学習の時間」の取組（視覚障害教育）
- 「地域の魅力探究と魅力アップ作戦」の取組（聴覚障害教育）
- 地域企業とのコラボ商品開発！万能調味料「うまくてごめんな山菜」の開発・販売（知的障害教育）
- 「郷土について知ろう」（肢体不自由教育）
- 入院治療中の児童生徒の教育的ニーズを踏まえた総合的な学習の時間の授業づくり（病弱教育）
- 自閉症・情緒障害特別支援学級における探究的総合的な学習の時間の取組

滋賀県立守山養護学校

【巻頭言】「スタートランプ」が変えるスポーツの世界

一般社団法人日本デフ陸上競技協会事務局次長 竹見昌久

- 連載「実践！ICT活用」
- 子供をささえるネットワーク/卒業生は今 ● 研究最新情報/教育委員会の取組/施策だより 等

特総研・病弱教育研究班

本誌の購入のお申込みは・・・

- ◆全国の書店
最寄りの書店等で御購入下さい。定期購読することができます。
- ◆東洋館出版社
年間定期購読を受け付けております。
<https://www.toyokan.co.jp/pages/subscribe>
- ◆インターネットからも購入することができます。



季刊誌

特別支援教育

令和7年 秋 第99号

発行日：年4回刊行 3・6・9・12月
価格：900円（税込み）

文部科学省特別支援教育課編集の
特別支援教育の総合情報誌

関係者必携

特別支援教育

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 / ISSN1346-3268 NEXT 67

【特集】

各教科等における デジタル学習基盤の 効果的な活用



【編集】

- 特別支援教育における各教科等でのデジタル学習基盤の効果的な活用
- 子供たちの学びを支えるGIGAスクール構想の一端の推進に向けて
- 【事例】
- 授業のねらいに迫るためのデジタル学習基盤の活用（視覚障害教育）
- デジタル学習基盤を生かした子供主体の「学びたい授業」の実践（聴覚障害教育）
- デジタル学習基盤を活用して数学的な思考活動に楽しく取り組む知的障害のある生徒の実践
- 理科におけるデジタル学習基盤の効果的な活用（肢体不自由教育）
- 特別支援学校（病弱）の学びを豊かにするためのデジタル学習基盤の活用
- 特別支援学級における国語科の学びの充実につながる端末の活用

【巻頭言】

あなたは、ひとりではない。

【連載企画】
連載講座「実践！ICT活用」
卒業生は今 / 研究最新情報
教育委員会の取組
子供をささえるネットワーク
施策だより

【特集】各教科等におけるデジタル学習基盤の効果的な活用

- 授業のねらいに迫るためのデジタル学習基盤の活用（視覚障害教育）
- デジタル学習基盤を生かした子供主体の「学びたい授業」の実践（聴覚障害教育）
- デジタル学習基盤を活用して数学的な思考活動に楽しく取り組む
知的障害のある生徒の実践
- 理科におけるデジタル学習基盤の効果的な活用（肢体不自由教育）
- 特別支援学校（病弱）の学びを豊かにするためのデジタル学習基盤の活用
- 特別支援学級における国語科の学びの充実につながる端末の活用

福島県立須賀川支援学校郡山校

【巻頭言】 あなたは、ひとりではない。

認定NPO法人ミュージック・シェアリング理事長/ ヴァイオリニスト 五嶋みどり

- 連載講座「実践！ICT活用」
- 子供をささえるネットワーク/卒業生は今/研究最新情報/教育委員会の取組/施策だより 等

北海道教育庁：高等学校段階における病氣療養中等の生徒に対する遠隔による教育保障体制への充実

本誌の購入のお申込みは・・・

- ◆全国の書店
最寄りの書店等で御購入下さい。定期購読することができます。
- ◆東洋館出版社
年間定期購読を受け付けております。
<https://www.toyokan.co.jp/pages/subscribe>
- ◆インターネットからも購入することができます。



季刊誌

特別支援教育

令和7年 冬 第100号

発行日：年4回刊行 3・6・9・12月
価格：900円（税込み）

文部科学省特別支援教育課編集の
特別支援教育の総合情報誌

関係者必携



【100号記念特集】未来を創る子供たちへ！

- ❑ SPECIAL INTERVIEW さかなクン
- ❑ 座談会① これからの特別支援教育に期待すること
瀧本 寛 × 宮崎英憲 × 大関浩仁 × 有吉万里矢 × 生方 裕
- ❑ 座談会② 今後の特別支援教育の充実に向けて 一平成から令和の学習指導要領改訂をたどるー
穴戸和成 × 丹野哲也 × 青木隆一 × 分藤賢之 × 菅野和彦
- ❑ 『特別支援教育』100号に寄せて
- ❑ 特別支援教育の明日へ 一視学官・調査
- ❑ 特別支援教育に関する学習指導要領の変遷
- ❑ 季刊『特別支援教育』と振り返る特別支援教育の歩み
- ❑ 国立特別支援教育総合研究所 その歩みとこれから

全病長会長：日下先生

- 【巻頭言】 『特別支援教育』100号刊行を迎えて 文部科学大臣 松本 洋平
【卒業生は今】 人生の経験を通して紡ぐ歌 ソプラニスタ 岡本 知高
- ❑ 連載講座「実践！ICT活用」/子供をささえるネットワーク/研究最新情報/施策だより 等

本誌の購入のお申込みは・・・

- ◆全国の書店
最寄りの書店等で御購入下さい。定期購読することができます。
- ◆東洋館出版社
年間定期購読を受け付けております。
<https://www.toyokan.co.jp/pages/subscribe>
- ◆インターネットからも購入することができます。



季刊誌

特別支援教育

令和8年 春 第101号

発行日：年4回刊行 3・6・9・12月
価格：900円（税込み）

文部科学省特別支援教育課編集の
特別支援教育の総合情報誌

関係者必携

特別支援教育

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 / ISSN 1346-3268 MEXT 67

【特集】
資質・能力の着実な
育成に向けた授業づくり



【目次】
● 資質・能力の着実な育成に向けた授業づくり
【事例】
● 図形の確かなイメージ形成を目指した授業づくり
● 聴覚障害教育における学び合い深め合う討論を目指して
● 学びの充実を目指した生活単元学習の授業づくり
【連載企画】
● 連載講座：実践！ICT活用

令和8年
春
No.101

「できない」を「できる」に変える心の工夫

【特集】資質・能力の着実な育成に向けた授業づくり

- 図形の確かなイメージ形成を目指した授業づくり（視覚障害教育）
- 聴覚障害教育における学び合い深め合う討論を目指して
- 学びの充実を目指した生活単元学習の授業づくり（知的障害教育）
- 肢体不自由児における「数」の概念形成と活用
- 理科における資質・能力の着実な育成に向けた授業づくり（病弱教育）
- 自閉症・情緒障害特別支援学級の教科における資質・能力の着実な育成に向けた授業づくりの工夫

千葉県立四街道特別支援学校

【巻頭言】 「できない」を「できる」に変える心の工夫

スポーツ庁長官 河合 純一

【卒業生は今】 通じてからが本当のスタート

東京2025デフリンピアン 山田 真樹

- 連載講座「実践！ICT活用」/ 子供をささえるネットワーク/ 研究最新情報/ 施策だより 等

山口県立豊浦総合支援学校

本誌の購入のお申込みは・・・

◆全国の書店

最寄りの書店等で御購入下さい。定期購読することができます。

◆東洋館出版社

年間定期購読を受け付けております。

<https://www.toyokan.co.jp/pages/subscribe>

◆インターネットからも購入することができます。



和歌山県立みはま支援学校

児童生徒の作品：滋賀県立鳥居本養護学校

大学入学共通テストにおける受験上の配慮

令和9年度大学入学共通テスト 障害等のある方への受験上の配慮について

大学入学共通テストでは、病気・負傷や障害等のために、受験に際して配慮を希望する志願者に対し、個々の症状や状態等に応じた「受験上の配慮」を行っています。

<主な配慮事項の例>

「解答方法」や「試験時間」に関する配慮	「試験室や座席」に関する配慮	「持参使用するもの」に関する配慮
点字解答 文字解答・チェック解答 代筆解答 試験時間延長（1.3倍）	トイレに近い試験室 出入り口近くの座席 前列の座席	補聴器または人工内耳 杖 車椅子 読書補助具

受験上の配慮を希望する場合は、「**受験上の配慮**」の申請が必要です。志願者からの申請に基づき、大学入試センターで審査の上、配慮事項を決定します。

詳細は、大学入試センターウェブサイトで6月下旬に公表予定の「**受験上の配慮案内**」を確認してください。

<受験上の配慮申請 スケジュール（予定）>

6月下旬	受験上の配慮案内、診断書・状況報告書の様式を大学入試センターウェブサイトで公開
7月1日(水)～10月2日(金) (出願期間終了まで)	受験上の配慮申請期間

大学入試センターでは事前相談を随時受け付けています。

疑問や質問等ございましたら、できるだけ早めに下記までお問い合わせください。

【問合せ先】

独立行政法人大学入試センター事業第1課

TEL 03-3465-8600 9:30～17:00（土・日曜、祝日、12月29日～1月3日を除く）

FAX 03-3485-1771（電話での問合せが難しい障害等のある方専用FAX）

<https://www.dnc.ac.jp/>



●主な配慮事項

（令和8年度大学入学共通テスト 受験上の配慮案内から抜粋）

区分	対象となる者の例	主な配慮事項の例
①視覚障害	・点字による教育を受けている者 ・両眼の矯正視力がおおむね0.3未満の者のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度の者 ・視力以外の視機能障害が高度の者のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度の者 ・上記以外で視覚に関する配慮を必要とする者	・点字解答（点字問題冊子の配付） ・文字解答 ・試験時間の延長 ・拡大文字問題冊子（14ポイント・22ポイント）の配付 ・拡大鏡等の持参使用 ・窓側の明るい座席を指定 ・照明器具の持参使用又は試験場側での準備
②聴覚障害	・両耳の平均聴力レベルが60デシベル以上の者 ・上記以外で聴覚に関する配慮を必要とする者	・手話通訳士等の配置 ・注意事項等の文書による伝達 ・座席を前列に指定 ・補聴器又は人工内耳の装用 ・リスニングの免除 ・リスニングにおける音声聴取の方法を変更
③肢体不自由	・体幹の機能障害により座位を保つことができない者又は困難な者 ・両上肢の機能障害が著しい者 ・上記以外で肢体不自由に関する配慮を必要とする者	・チェック解答・代筆解答 ・試験時間の延長 ・試験室入口までの付添者の同伴 ・介助者の配置 ・1階又はエレベーターが利用可能な試験室で受験 ・トイレに近い試験室での受験 ・車椅子、杖、特製机・椅子の持参使用又は試験場側での準備 ・試験場への乗用車での入構
④病弱	・慢性の呼吸器疾患、心臓疾患、腎臓疾患、消化器疾患等の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度の者又はこれに準ずる者	・1階又はエレベーターが利用可能な試験室で受験 ・座席を試験室の出入口に近いところに指定 ・別室の設定
⑤発達障害	・学習障害、注意欠如・多動症（注意欠陥多動性障害）、自閉スペクトラム症（自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害等）等のため配慮を必要とする者	・試験時間延長（マークシート解答） ・チェック解答 ・拡大文字問題冊子（14ポイント・22ポイント）の配付 ・注意事項等の文書による伝達 ・別室の設定
⑥その他	・①～⑤の区分以外で配慮を必要とする者	・トイレに近い試験室での受験 ・座席を試験室の出入口に近いところに指定 ・別室の設定

○ 障害等の種類や程度にかかわらず、必要な配慮事項を申請することができます。

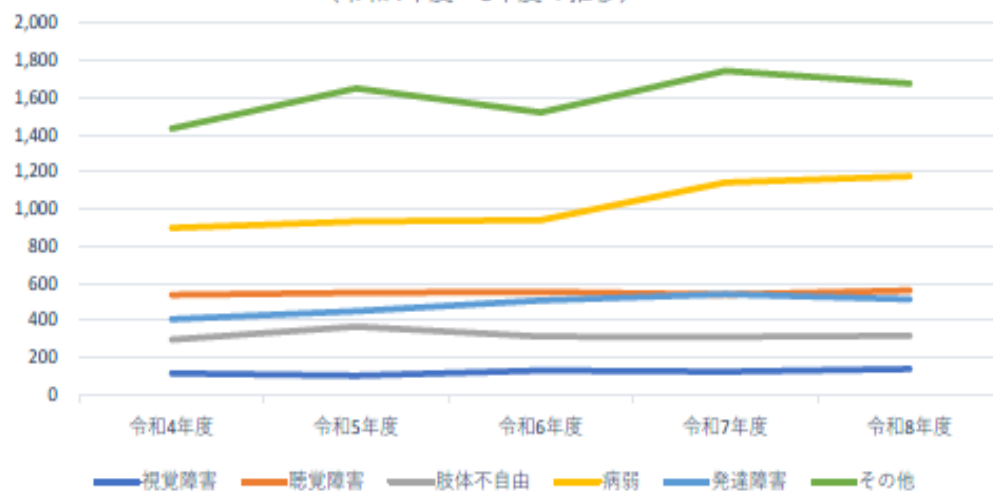
○ 上表に記載のない配慮事項についても申請することができます。

受験上の配慮決定者数 (5年間の推移)

区分別内訳（実人数）

区分	令和4年度 決定者数	令和5年度 決定者数	令和6年度 決定者数	令和7年度 決定者数	令和8年度 決定者数
視覚障害	115	102	130	124	138
聴覚障害	537	549	553	539	561
肢体不自由	296	366	313	311	317
病弱	898	933	940	1,142	1,176
発達障害	406	450	507	541	513
その他	1,433	1,649	1,520	1,744	1,676
合計	3,685	4,049	3,963	4,401	4,381

大学入学共通テスト 受験上の配慮決定者数
(令和4年度～8年度の推移)



令和9年度大学入学共通テスト 「受験上の配慮案内」の主な変更点

申請書類のうち「状況報告書」の提出が必須となります。

【令和8年度共通テストまで】

・特定の配慮事項を申請する場合
・発達障害区分で申請する場合

のみ提出

【令和9年度共通テストから】

・受験上の配慮申請をする場合は全員必須

「状況報告書」について

○「状況報告書」とは

高等学校等におけるこれまでの配慮の実施状況等を記入する様式です。

○「状況報告書」の新様式について

新しい「状況報告書」の様式は、6月下旬の「受験上の配慮案内」の公表に合わせて、大学入試センターウェブサイトに掲載するほか、7月上旬に公開予定の「大学入学共通テスト出願サイト」のマイページにも掲載する予定です。

○卒業見込者の場合

高等学校等で実施している配慮の内容等について学校担当者が記入してください。

○卒業見込者以外の者の場合

高等学校等に在学時の状況や、現在通っている学習塾・予備校等又は自宅での学習の際に実施している配慮の内容等について保護者等（学習塾等の講師・職員、カウンセラー等も可）が記入してください。

※ 過年度の様式は使用できませんので、必ず「令和9年度大学入学共通テスト」の様式を使用してください。

【C】 状況報告書 記入方法及び記入例

○事前的改善措置(基礎的環境整備)について

高等学校等において、申請者へ個別に実施した合理的配慮に限らず、点字・手話等による教育の提供や施設のバリアフリー化、ICT機器の整備など、事前的改善措置(基礎的環境整備)として通常提供されている事項がある場合も、「配慮有」☒としてその内容を併せて記入してください。

【C】 状況報告書

申請者情報	氏名	駒場 未来	生年月日	☐ 昭和 ☒ 平成 20 年 4 月 1 日
出願資格	☒ 高等学校等卒業見込者 ☐ 卒業見込者以外の者			
高等学校等での状況等について、次の項目に回答してください。(記入例は配慮案内 46 ページ) ○卒業見込者の場合は、高等学校等で実施している配慮の内容等について学校担当者記入してください。 ○卒業見込者以外の者の場合は、高等学校等に在学時の状況や、現在通っている学習塾・予備校等又は自宅での学習の際に実施している配慮の内容等を保護者等(学習塾等の講師、医師、カウンセラー等可)が記入してください。 ○高等学校等で事前的改善措置(基礎的環境整備)として実施していたものがある場合も、教科・科目ごとに延長時間が異なる場合には、それぞれの詳細を明記してください。 ○詳細欄に「別紙あり」と記入の上、A4 サイズで作成してください。				
①試験時間の延長(定期試験・模試等)に関する配慮 ☒ 有(詳細を下記に記入) ☐ 無				
詳細(試験時間の延長の経緯(延長した時間や通常の何倍か)を記入してください。) ・学校の定期試験(50分)では数学・理科・情報の試験時間は20分、それ以外の科目は10分延長しています。 ・共通テストの模試では全科目で試験時間を1.3倍にして実施いただきました。				
②「読み」に関する配慮(①試験時間の延長以外) ☒ 有(詳細を下記に記入) ☐ 無				
詳細(読字補助具の使用、文字の拡大、人による読み上げ、録音の使用等、実施している内容を記入してください。) ・教科書はタブレット端末を使用し、文字の拡大をして閲覧しています。 ・紙の資料を見る必要がある際には、拡大鏡を使用しています。 ・授業で使用するプリントにはルビを振っています。 電子教科書を活用している場合には、「配慮有」☒としてその詳細を記入してください。 事前的改善措置(基礎的環境整備)として実施している事項がある場合も「配慮有」☒としてその詳細を記入してください。				
③「書き」に関する配慮(①試験時間の延長以外) ☒ 有(詳細を下記に記入) ☐ 無				
詳細(書字補助具の使用、代筆、録音の使用等、実施している内容を記入してください。) 【学校等の授業や学習時】 別紙あり 【定期試験や模試】 別紙あり 記入欄が不足する場合や、参考資料がある場合には「別紙あり」と記入の上、別紙を添付してください。別紙の様式は任意となりますが、A4 サイズで作成してください。画像等があるものも添付可能です。				
④リスニングに関する配慮 ☒ 有(詳細を下記に記入) ☐ 無				
詳細(下記の該当するものに印してください。) 【学校のリスニングの授業】☐免除 ☒未実施 ☒実施(音声聴取方法:☒放送設備又は CD プレーヤー ☐イヤホン ☐ヘッドホン ☐その他()) 【定期試験、模試等のリスニング】☒免除 ☐未実施 ☒実施(音声聴取方法:☐放送設備又は CD プレーヤー ☐イヤホン ☐ヘッドホン ☐その他()) その他(音声のスクリーン表示、座席位置の調整等、実施している配慮があれば記入してください。) ・授業では座席をスピーカーから一番近いところに移動していますが、聞き取りは困難です。定期試験等ではリスニングを免除して、筆記試験の点数で成績を付けています。 模試でもリスニングは免除申請をしています。				

⑤別室(少人数)や個室(1名のみ)の設置 ☒ 有(詳細を下記に記入) ☐ 無	詳細(別室、個室のうち実施しているものについて、学校等で実施している理由等)を記入してください。 【☐別室(少人数) ☒個室(教室に1名)】 ・普段は一般の教室で授業を受けていますが、定期試験等の緊張する場面ではパニック発作を起こすため、試験は個室で実施しています。
⑥(①～⑤以外で)学校生活・学習環境等に関する配慮 ☒ 有(詳細を下記に記入) ☐ 無	詳細(服装やトイレに関する配慮、介助者の配置、意思の伝達、指示・コミュニケーション等、実施している配慮を記入してください。) ・学校では車椅子を使用しています。 ・通学に際して保護者の車で敷地内までの送迎を認めています。 ・トイレの際に便座への移乗、衣服の調整に介助が必要なため、学校で委託している外部のヘルパーを配置し対応しています。
⑦高等学校等における「個別の指導計画」の添付 ☒ 有 ☐ 無	※提出が可能な場合には、有印としてその旨を添付してください。
⑧高等学校等における「個別の教育支援計画」の添付 ☒ 有 ☐ 無	※提出が可能な場合には、有印としてその旨を添付してください。
⑨その他 ①～⑧の補足、学校や家庭の生活で特筆すべきことがあれば記入してください。	・定期試験等の緊張する場面ではパニック発作を起こすことがあります。 ・学校の定期試験は個室で実施していますが、6月に外部の模試を一般室で受験した際に発作が起きました。 ・発作時には持参する薬を飲んで落ち着くのを待ち、保健室に歩いて移動して休みます。
⑩高等学校等で配慮を実施している理由を記入してください。(※これまで高等学校等で実施した配慮が無い場合には記入は不要です。)	
・高校入試の際には事前に相談があり配慮を実施しました。入学後も継続して就学上の配慮を実施しています。 ●年●月に○○と診断されて以降は、本人・保護者との面談を実施し、本人からの希望で○○を実施しています。また、本人の特性として○○という症状があり、周囲の影響を考慮し授業中は○○を実施しています。 その他の理由については、診断書に記載のとおりです。	
記載責任者の情報について、下欄に記入してください。	
○配慮申請の内容や状況報告書の詳細等について、記載責任者へ、大学入試センターから連絡する場合があります。	
記載責任者名	目黒 花子
申請者との関係	担任
連絡先 TEL	03 - 3465 - 86●●
E-mail	Komaba●●●● @ XXXX.com
記入のとおり状況等を報告します。	
令和 年 月 日	記載責任者名 目黒 花子
※高等学校・学習塾等の担当者が本状況報告書を作成した場合は、下記も記入してください。	
高等学校等名	西多摩高等学校
校長名	青葉 繁

別室(少人数)と個室(1名のみ)は明確に区別してください。
授業等と定期試験等で対応が異なる場合には、それぞれの対応を記入してください。

介助者の配置等を実施している場合には、
・介助の必要な状況
・介助内容
・介助者の詳細
等を記入してください。

卒業見込者以外の者で、高等学校等の在学時に作成したものを提出することも可能です。

発作等の症状がある場合には、
・発作の頻度、最後に発作が起こった時期
・どのような状況で発作が起こるか
・発作時にどのように対応したか
・薬の服用の有無
等について記入してください。

「【B】診断書」に記載のある内容と同一の場合には、「診断書に記載のとおりです」と記入してください。

高等学校・学習塾等以外の保護者等が「【C】状況報告書」を作成した場合には、下段の記入・押印は不要です。



文部科学省では、ホームページ等により、特別支援教育の最新情報を提供しております。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm

＜主な刊行物＞

季刊特別支援教育（年4回 3, 6, 9, 12月）

学習指導要領解説

教科書（視覚障害、聴覚障害、知的障害）及び指導書・解説

改訂第3版 通級による指導の手引 ●解説とQ&A●

よりよい理解のために－交流及び共同学習事例集－

特別支援学校小学部・中学部学習評価参考資料

聴覚障害教育の手引き

新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関するホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所でも、発達障害教育推進センターをはじめとするホームページ、メールマガジン等により、特別支援教育の情報発信をしております。

<http://www.nise.go.jp/>

発達障害教育推進センター http://icedd_new.nise.go.jp/

メールマガジン <http://www.nise.go.jp/magazine/>

是非御活用ください！



ご清聴ありがとうございました